

2 0 1 9 年度

社会福祉法人筑波会 事業計画書
児童養護施設筑波愛児園事業計画書

社会福祉法人 筑波会

筑波会

1. 事業目的
2. 経営の原則
3. 役員等の構成
4. 法人運営の基本姿勢
5. 東京都の児童福祉情勢
6. 主な事業計画
7. 2019 年度 定時理事会・評議会の開催日程について

筑波愛児園

はじめに

重点的な取り組み

- 1) 上級学校の卒業に関する取り組みについて（中期 3 年～5 年）
- 2) 人材対策に関する取り組みについて（中期・3 年～5 年）
- 3) 小規模化及び多機能化、家庭的養育の推進に関する取り組みについて（中・長期）
～都道府県社会的養育推進計画に関する取り組み～
- 4) 東京都内への拠点の整備に関する取り組みについて（中・長期）

基本理念

- 1) 個人の意思の尊重
- 2) 発達の援助
- 3) 養護の継続性と自立支援

1. 事業概要

- 1) 児童養護施設の運営について（第一種社会福祉事業）
- 2) 運営システム及び運営の適正化
- 3) 各棟及び部署の運営

2. 子ども支援

- 1) 基礎生活集団
- 2) 環境整備
- 3) 自立支援
- 4) 生活支援
- 5) 行事
- 6) 育成
- 7) アフターケア
- 8) 性教育
- 9) 個別児童対応プロジェクト
- 10) 治療的な生活環境作り
- 11) 軽度発達障害・ボーダーラインの子どもの養育
- 12) 対外機関との関係

3. ファミリーソーシャルワーク

- 1) 保護者等との養育の協同

- 2) 参加の呼びかけ
- 3) 面会、外泊の推進
- 4) 進路選択・決定について
- 5) 家族療法事業の実施
- 4. 自立への援助(アフターケア)
 - 1) 家庭復帰の援助
 - 2) 就職をして社会に出た子どもたちへの援助
- 5. 権利擁護
- 6. 第三者評価
- 7. リスクマネジメント
- 8. 緊急時の対応・連絡体制
- 9. 災害訓練・避難訓練・安全教育
 - 1) 火災訓練
 - 2) 災害訓練計画
 - 3) 安全教育
- 10. 職員構成、および勤務時間
 - 1) 職員構成
 - 2) 勤務時間
- 11. 職員研修
 - 1) 園内研修
 - 2) 関係機関主催による外部研修への参加（OFF-JT）
 - 3) 自己啓発の研修（SDS）
 - 4) 施設見学
 - 5) 職員交流
- 12. 専門機能強化型児童養護施設
 - 1) アセスメント
 - 2) 自立支援事業の実践
 - 3) 地域支援事業の実践
 - 4) 個別的ケア・専門的ケアの実施計画
 - 5) ケアの向上に向けた、他施設との情報交換・交流等計画
 - 6) 施設運営向上事業
- 13. 地域に根ざした施設づくり
 - 1) 育成会・水守地区子供会
 - 2) 学校
 - 3) 園行事
- 14. 実習生・研修の受け入れ
- 15. 児童相談所との連携
 - 1) 子どもの養育にかかわる事項
 - 2) ファミリーケースワークにかかる事項
 - 3) 治療指導課の利用
 - 4) 一時保護所の利用

16. ボランティア

- 1) ボランティアの受け入れ
- 2) ボランティアの活動内容

【参考資料】

資料 1 筑波愛児園施設管理運営組織図

資料 2 個人情報保護法遵守への対応

資料 3 2019 年度職務分掌表

資料 4 筑波愛児園 児童養護と自立支援のガイドライン

社会福祉法人筑波会 事業計画

1. 事業目的

当法人は、多様な福祉サービスがその利用児・者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用児・者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行います。

- 1) 第一種社会福祉事業
児童養護施設の経営
- 2) 第二種社会福祉事業
子育て短期支援事業の経営

2. 経営の原則

当法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとします。

3. 役員等の構成

法人役員は、社会福祉法人が高い公益性を備え専門的福祉サービスを提供すること、地域における公益的な取り組みを実施する責務を負っていること等を自覚し運営にあたります。また効率的・効果的な経営を実践すると共に、地域や利用児・者の様々な福祉ニーズに対応できるようにしていきます。

コンプライアンスを順守することはもとより、組織経営のガバナンスの強化を図ること、説明責任を果たすことで、常に健全な組織運営と公平性を確保し運営基盤の強化を図ります。

2019 年度定時評議員会時に任期満了に伴う役員改選を行います。

1) 理事会

理事長 宮田浩明
常務理事 小林弘典
理 事 杉浦瑞泉 中島肇 横田直和 中村猛夫
監 事 延島マイ 萩原慎二
事務局 斎藤朋義

2) 評議員会

評議員 荒井勇夫 木村卓司 木村卓郎 権藤聖一 堤孝夫 中里晋三
藤島磐根 山越典夫

3) 評議員選任・解任委員会

外部委員 茂手木克好 山口公一
法人監事 延島マイ 萩原慎二
法人事務局 斎藤朋義

4. 基本姿勢

社会福祉法人は昭和 26 年に社会福祉事業法制定と同時に創設された法人制度であり、この間、長期間にわたり日本の社会福祉事業を推進してきました。民間事業者である「社会福祉法人」は、先駆性と地域の福祉ニーズに適切に対応することを強く期待されています。平成 28 年度には社会福祉法人制度の改革があり、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務、行政の関与の在り方の見直しがされ、より効率的・効果的かつ透明性の高い経営の実践が求められています。

私達の関わる児童福祉領域では児童虐待、相対的貧困、発達障害、不登校、非行等の問題が複雑多様にあり、深刻さの度合いを深めています。それらの具体的ケースに対して有効な支援策を展開することが、地域における「子育て支援」に繋がります。

当法人は、民間の社会福祉事業経営者として有する自主性・自立性を高め社会福祉事業の中心的役割を果たすとともに、地域における様々な福祉需要にきめ細かく柔軟に対応し、地域社会の福祉を担うものとしての役割を自覚し、運営に当たります。

5. 東京都等の児童福祉情勢

現在、平成 28 年の児童福祉法の改正により、社会的養護体制の抜本的な改革が行われようとしています。この法改正では昭和 22 年に制定されて以降見直しがされてこなかった理念規定の見直しが行われ、子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること、家庭養育優先の原則が明確にされました。そして改正法に基づき、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が、平成 29 年 8 月、新たな社会的養育の在り方に関する検討会により取りまとめられました。市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図ること、代替養育の全ての段階において子どものニーズに合った養育を保障することを骨子とし、とりわけ社会的養護に関しては代替養育における「家庭と同様の養育環境」の原則について乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもに対する施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化を図ることが打ち出されました。永続的解決や里親優先の例としては以下の内容が挙げられています。

- 1) 特に就学前の子どもは家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止すること。このため遅くとも平成 32 年度までに全国で行われるフォスターリング機関事業の整備を確実に完了する。
- 2) 愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現する。
- 3) 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は 1 年以内。（特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても 3 年以内を原則とする。）
- 4) 概ね 5 年以内に、現状の約 2 倍である年間 1000 人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

そして施設の小規模化・地域分散化や家庭的養護を推進するために、里親・グループホーム、施設養護を 1 / 3 ずつにするとした現行の家庭的養護推進計画（2016 年度～2031 年度）を全面的に見直し、2019 年度には新しい社会的養育ビジョンに基づく都道府県社会

的養育推進計画が策定される予定となっています。

更にこの法改正により特別区は児童相談所を設置することができるようになりました。各区では自区での子育て支援を充実させるために練馬区を除く 22 区が設置の意向を示しており、2020 年度には荒川区、江戸川区、世田谷区が児童相談所を開所させる予定です。自区での子育て支援を充実させることが目的の一つとしてあるため措置先は自区内または近隣区を基本としており、特別区出身の子どもが区外に措置される人数は減少することが懸念されています。また区の措置児童が入所すると東京都の独占施設ではなくなってしまう、東京都の単独事業による補助が受けられなくなってしまう問題があります。このことにより東京都の独占施設では現状の運営規模を維持できなくなる虞があります。これらの区立児童相談所開設に関する問題については東京都社会福祉協議会児童部会でも同協議会乳児部会、東京養育家庭の会と連携し、東京都や区長会に要望をあげ対策を進めているところ です。

当法人の運営する筑波愛児園もこれらの変化と時代の要請に応えることができるよう、更なる小規模化・地域分散化・高機能化及び多機能化を進め、より一層の人材対策を図ることが求められています。

6. 主な事業計画

1) 人材対策への取り組み

- ・ 施設の人材確保・育成・定着を重点課題として職員全体で共有し、人材対策委員会、将来構想委員会、衛生推進係を中心に取り組みを進めます。
- ・ 子ども支援の向上及び働き続けられる職場環境作りとして、組織力の強化を図ります。（運営委員等がマネジメントの中心となった課題発見から実行・改善までのPDCA）
- ・ 当園の職員としての行動指針の作成を行い、共有、涵養します。
- ・ 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律について（年休 5 日取得）の対応を図ります。
- ・ 法人役員の資質向上を図ることで更に運営が強化されるよう、法人運営や社会的養護等に関する学習の機会をつくります。

2) 養護内容の質の向上にむけて

- ・ 専門的、且つ適切な養育実践の取り組み
在園する児童の約 7 割が何らかの虐待経験を持つ児童です。また様々な障害を抱える児童の入所も少なくありません。専門機能強化型児童養護施設として小児精神科医等の医療と連携し、専門的支援を行います。
- ・ 子どもたちの権利擁護を基軸とした養育の実践
リスクマネジメント係、理念・権利擁護係、苦情受付担当、第三者委員等を中心に、職員と児童双方の権利擁護意識の点検や学習会を行い、その意識を涵養し、児童の権利擁護と養護実践の質的向上を図ります。
- ・ 第三者評価の実施と評価に基づく運営改善
毎年行う第三者評価を受審します。課題については全体で共有し、改善に取り組むことで施設経営の向上に努めていきます。また良い点についても同様に共有することで、更なる強化に繋がります。
- ・ 地域への福祉啓発と地域児童福祉ネットワークへの参加

施設の機能や特性を生かし、地域や関係機関及び団体、養成校等の集まりに参加し、情報交換や啓発を行います。

3) 安定した施設経営の為の財務基盤等の確立

- ・ 理事会・評議員会の充実

理事会・評議員会それぞれの役割を全うすることで、経営組織のガバナンスの強化を図ります。そのために理事会終了後は速やかに評議員会へ状況を報告し、情報共有の強化を図ります。運営する施設との情報共有については、理事会閉会后、必要な情報に関しては施設内の定例会議において報告を行います。また状況に応じて理事長等から説明および報告を行います。

- ・ 法人及び施設の情報開示及び安定した財務基盤の確立

東京都ではインターネットによる各社会福祉法人、施設情報、また事業内容や第三者評価、決算状況の開示を行っています。当法人・施設においてもホームページ、広報誌の発行等で役員報酬や財務諸表等の情報を開示し、事業運営の透明性の向上及び財務規律の強化を図り、都民・県民・市民の理解を得られるよう取り組みます。

- ・ 経営の拡大と充実

国、東京都、茨城県の制度改革に対し情報を集約し適切に取り組みます。

東京都内の拠点整備について、事業実施の可否について検討を行います。(サテライト型児童養護施設の開設、特別区の児童相談所設置に伴う児童養護施設誘致など) 都道府県社会的養育推進計画への対応について将来構想委員会等を活用し検討を行います。

- ・ 地域における公益的な取り組みを実施する責務

日常生活・社会生活上の支援が必要な人に、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する取り組みを行います。

4) 地域の子育て支援の実施

- ・ つくば市及び近隣地域の子育て支援事業を受託し、地域の子育て支援（ショートステイ）を行います

7. 2019 年度 定時理事会・評議員会の開催日程について

1) 定時理事会

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 5 月 2 9 日（水）午後 2 時～ | 2018 年度事業決算など |
| 6 月 1 4 日（金）午後 4 時～ | 役員改選に伴う理事長等の選任についてなど |
| 1 0 月 2 日（水）午後 2 時～ | 業務執行状況報告など |
| 3 月 2 5 日（水）午後 2 時～ | 2020 年度事業計画など |

2) 定時評議員会

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 6 月 1 4 日（金）午後 2 時～ | 貸借対照表、収支計算書、財産目録の承認など |
|---------------------|-----------------------|

社会福祉法人筑波会 筑波愛児園事業計画

はじめに

全国の児童相談所における平成 29 年度（平成 30 年 8 月発表）の児童虐待に関する相談対応件数は 133,778 件となり、前年比 109.1%（11,203 件増）で依然として増加傾向にあります。内訳としては心理的虐待が全体のおよそ半数（54.0%）を占め、面前 DV による警察からの通告が引き続き増加（+9,011 件）しています。そのうちのおよそ 1 割（13,707 件）が東京都の児童相談所が対応したもので、内訳等は同様の傾向が見られます。

その様な状況のなか平成 28 年の児童福祉法改正により「子どもが権利の主体であること」、「家庭養育優先の理念」等が明記されました。そしてその改正法の理念を具現化するために、平成 29 年 8 月には「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。2019 年度中にはそれらを盛り込んだ社会的養育推進計画が各都道府県等から発出される計画となっており、従来の社会的養護の枠組みが大きく変わろうとしています。

一方、労働人口の減少などによる人材確保難は今後より一層厳しい見通しとなっており、平成 30 年版高齢社会白書（内閣府）によると 2020 年と 2065 年の比較で総人口は 30% 減少（12,532 万人⇒ 8,808 万人）生産人口は 39% 減少（7,406 万人⇒4,529 万人）、14 歳以下人口は 40% 減少（1,507 万人⇒898 万人）すると予測されています。つまり労働者もこれから働きに出る若者たちも大きく減少し、人材確保自体が困難な状況に突入していきます。事業の継続・向上を考えるうえでも、人材の確保・育成・定着に関する取り組みはより重要度を増しています。

かつてないほどの大きな変化を迎えようとしている児童養護施設の運営ですが、時代の要請に応えること、子ども支援、地域支援に取り組むと言う当園の使命を果たし続けることができるように更なる高機能化及び多機能化を図り、より一層の人材対策に取り組んでいきます。

重点的な取り組み

1) 上級学校の卒業に関する取り組みについて（中期 3 年～5 年）

当園の子ども支援の課題のひとつとしてあった高等学校卒業後の進学率の低さは、ロールモデルの育成や資金面での負担の軽減に平成 26 年度から取り組んだことにより大きく向上することができました。現在、進学を希望する児童は全員進学することができる環境を整えることができました。

一方、様々な課題から上級学校を卒業できる児童は少ない状況です。現状の課題としてあるその点について昨年度からの継続としてインケア・アフターケア双方に精査し、アフターケア計画の構築及び着実な実施を行います。そのことにより上級学校の卒業率の向上を目指します。

【高等学校入学後の状況】

○平成 21 年度～平成 25 年度

入学児童	進学	就職	その他	退学
11 名	2 名 (18.1%)	3 名 (27.2%)	1 名 (9.0%)	5 名 (45.4%)

○平成 26 年度～平成 30 年度末見込み

入学児童	進学	就職	その他	退学
30 名 (10 名在学中)	9 名 (45.0%)	3 名 (15.0%)	2 名 (10.0%)	6 名 (30.0%)



卒業	在学中	退学・休学	入学予定
1	0	5	3

【2015 年 社会的養護の現況に関する調査】

	大学等		専修学校等		合 計
児童養護施設 (1,818 人)	226 人	12.4%	211 人	11.6%	24.0%
里 親 (269 人)	70 人	26.0%	65 人	24.2%	50.2%
全高卒児 (1,137 千人)	593 千人	52.2%	249 千人	21.9%	74.1%

2) 人材対策に関する取り組みについて（中期・3 年～5 年）

児童養護施設の職員は、入所した子ども達や保護者と退所後も恒久的に関係を継続し、アフターケアに取り組む必要があります。また一定期間を過ぎた後も、個々の状況に応じてその人生に寄り添い、喜びや悲しみなどを共有していくことがあります。そのために「長く働き続ける」、「居続ける」ことにはとても重要な意味があります。またいわゆるベテラン職員は人材育成の観点からも助言・指導を行える人材であり、経験の浅い職員にはロールモデルとなり得る存在であるため、こういった人材がいるという事が重要なのは言うまでもないところです。そのためにより良い人材を確保し、働き続けられる職場環境をどのように作り上げていくのかが大きな課題となっています。

しかし人材確保に関しては国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来の人口構造の推移によると、生産人口及び 14 歳以下の人口は概ね 40%の減少となっており、非常に厳しい見通しとなっています。既にこの兆候は生じており、あちこちの施設で人材確保難の声が出ています。

働き続けるという事に関して退職した職員の状況をみると、全国児童養護施設協議会の「施設における人材確保等に関する調査（平成 26 年度実施）」では養育担当者の平均勤続年数は 7.7 年、退職した職員の勤続年数は 1 年未満が 14.1%と最も多くなっています。更に 3 年未満までには 36.3%、5 年未満までにはおよそ 53.4%の職員が退職しており、恒久的に関係を継続するには程遠い実態となっています。

これらの状況を踏まえ、当園では人材対策委員会を平成 28 年度から組織し、人材の確

保・育成・定着についての総合的な取り組みを始め、入職希望者の増加や外部研修の受講、OJTの計画的な実施等々に効果をあげているところです。また将来構想委員会の無駄な超過勤務の撲滅への取り組み(業務整理)、衛生推進係の偏りのない勤務作りへの取り組み、心理療法担当職員のメンタルヘルスへの取り組み等々、施設全体で「働き続けられる職場環境づくり」について取り組んでいるところで、これらに関しては継続して進めます。またより良い人材の確保について、情報発信及び実習生及び養成校との繋がりを強めること、育成・定着に関して各棟や委員会等において課題発見から実行・改善に至るまでのPDCAを運営委員等のリーダー層や経験豊富な職員がマネジメントすることで向上に繋がります。

3) 小規模化及び多機能化、家庭的養育の推進に関する取り組みについて(中・長期)

～都道府県社会的養育推進計画に関する取り組み～

2019年度末頃、都道府県社会的養育推進計画推進計画が発出される予定になっており、本年度も引き続き当園の状況の把握と共有に取り組みます。特に家庭復帰までのプログラム、養育家庭委託児童へのプログラム等の検討を進めます。また本体ユニットの児童構成(幼児単独ユニット)についての検討を進めます。

4) 東京都内への拠点の整備に関する取り組みについて(中・長期)

児童福祉法の改正により特別区は児童相談所を設置できることになり、各区ではその準備や児童養護施設の誘致等の計画を進めているところです。区立の児童相談所ができることにより区外及び都外施設には入所児童の減少が起り得ること、より対応の難しい児童が入所すること等が懸念されています。更に当園は、関係機関、保護者、対象児・者等と距離が離れていることでアフターケアや親子交流等々を進めるうえでのデメリットを抱えていますが、都内へ拠点を整備することでその点での取り組みを促進することが期待できます。区立児相設置の動向、都道府県社会的養育推進計画の動向を見極めながら、都内への拠点の整備について将来構想委員会等で検討を図ります。

基本理念

1) 個人の意思の尊重

- ・集団生活の良さを活かしながら、個別化した対応のなかで個々のニーズを受け止め、その充足に努めます。
- ・プライバシーを尊重し、子どもが「権利」と「責任」について正しく学び、意見を述べていくことを大切にします。また、各自の自己決定に際しては、判断のための十分な情報を提供します。

2) 発達の援助

- ・個々の発達課題に対して適切な援助を行い、豊かな人格形成を目指します。
- ・社会的自立に向け、必要な生活上の知識や技術を習得できるよう援助します。
- ・子どもの豊かな成長のために、物心両面にわたる環境の整備に努めます。
- ・地域の方々と協調し、地域行事に積極的に参加するなど地域社会との交流を深め、子どもの社会生活の基礎を養います。

3) 養護の継続性と自立支援

- ・日々の生活が子どもにとって、安定的で一貫した養育となるように取り組みます。
- ・子どもへの養護と自立支援の質の向上のため、「専門性」を高めます。
- ・家庭、地域ならびに児童相談所などと連携し、家庭復帰を支援します。
- ・退所後においても新たな環境に適応できるよう、継続した支援を行っていきます。

1. 事業概要

1) 児童養護施設の運営について（第一種社会福祉事業）

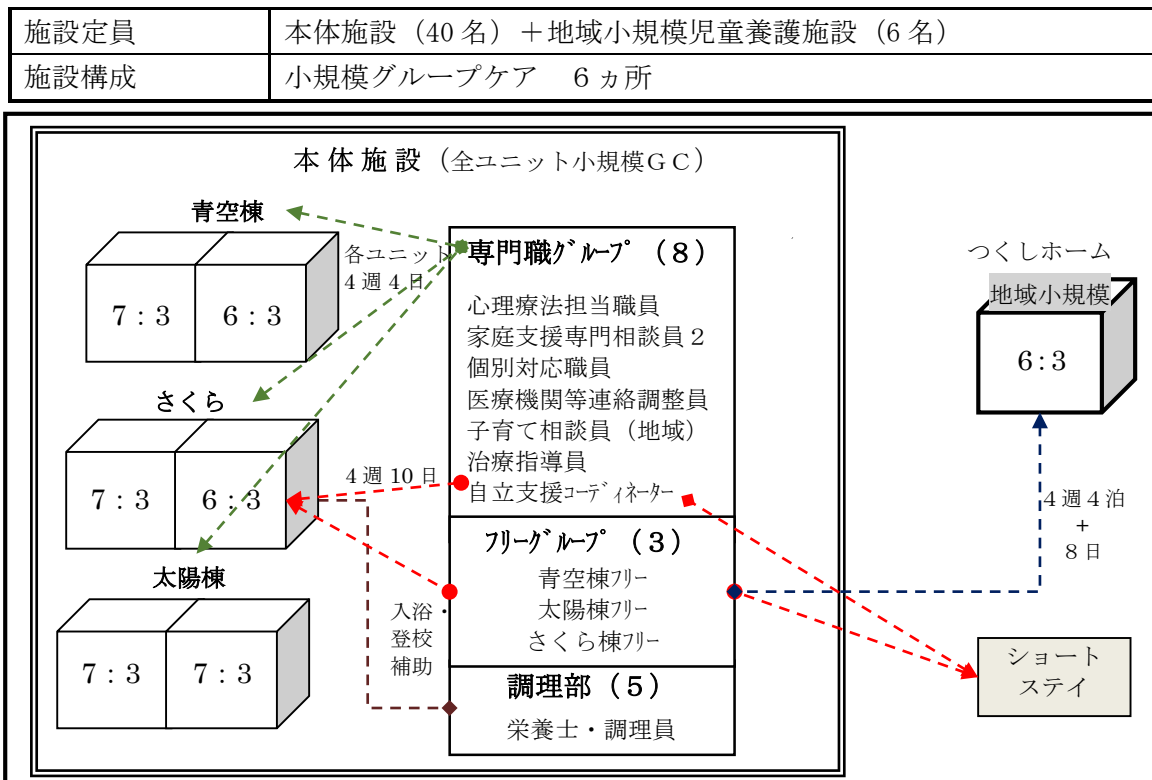
- ・児童養護施設 筑波愛児園（入所定員40名）
所在地 茨城県つくば市前野308番5
- ・地域小規模児童養護施設 つくしホーム（入所定員6名）
所在地 茨城県つくば市大曾根2758-2

筑波愛児園の事業は、児童福祉法41条「児童養護施設は、乳児を除いて保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、合わせて自立を支援することを目的とする施設とする」と定められているように、東京都より措置された児童に対して児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的とします。

様々な理由で入所してくる要保護児童の多くは、精神的にも身体的にも不安定な状態にあります。これらの児童に対して、安全かつ安心感のある日々の生活及び生活環境を保障し、生活援助、学習指導及び進路指導、レクリエーション活動、クラブ活動等々、施設の専門性を活かした取り組みをおこなうことで心身共に安心感を取り戻し、社会的自立や家族再統合ができるよう取り組みます。また近年は入所児童のおよそ30%が様々な発達障害等を抱えており、医療との連携や生活上の配慮は欠かせない状況にあります。東京都より認可された「専門機能強化型児童養護施設」として医療との連携を図り、より充実した実践を目指していきます。

2019年度養護体制は、本園3棟6ユニット（うち1ユニットは幼児単独ユニット）、地域小規模児童養護施設1ホームで構成し、それぞれにケアワーカーを3名から4名配置します。また子どもの抱える個別的課題に関わる専門職として家庭支援専門相談員2名、個別対応職員、心理療法担当職員、治療指導担当職員、自立支援コーディネーター医療機関等連絡調整員、子育て相談員を、地域の子育て支援を担うために地域支援担当職員を配置します。これらの専門職等はグループ化し部署として構成することで、チームアプローチや情報共有の強化、専門職としての向上、孤立の防止等々を図ります。そのほか新たにフリーグループを組織し、勤務補助など柔軟に対応できるよう取り組みます。ほか主に調理業務に携わる栄養士と調理員で調理部を、経理、事務処理を主に執り行う事務員で事務部を構成し、職員が一体となり子ども支援及び施設運営を行います。施設長も含め在職する職員すべてがコンプライアンスを遵守し、「社会的使命」を果たすこと、「基本理念」を具現化することを念頭におき業務を遂行します。

【2019 年度養護体制図】

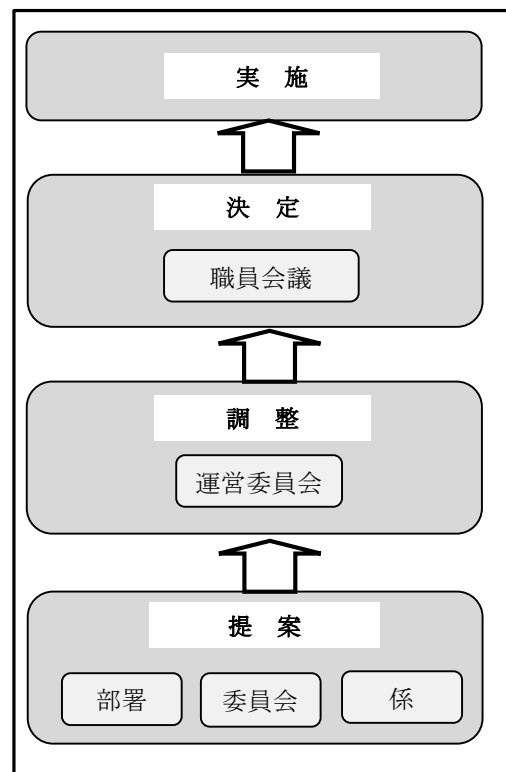


2）運営システム及び運営の適正化

施設運営にあたっては、人財育成及び意思決定プロセスの透明化を図ることを運営の基本とし、大切にします。そのために先ず各種係や委員会、部署等を組織し、それぞれの会議を定期開催します。そしてそれらからの提案を施設長も含めた全職員参加による職員会議で協議し決定することで、意思決定プロセスの透明化を図ります。このようなボトムアップの運営形態をとることで、職員の意欲向上並びに人財育成を図り、自主的・主体的に働くことができる職員を育成できるように取り組みます。

運営の適正化を図るために児童養護施設サービス評価を年1回受審し、その結果については施設全体で共有し、改善・向上に取り組みます。また子どもの権利擁護として苦情解決体制の整備と周知、第三者委員の活動の充実、子どもの権利ノートを活用した学習会、人権擁護に関する定期的なチェック等々の取り組みを行います。

【意思決定プロセス図】



3) 各棟及び部署の運営

各生活棟では子ども達が心身共に安心感を取り戻すことができるように、安心かつ安全な日々の生活を保障します。そして社会的自立や家族再統合に繋がるように、様々な生活援助、学習及び進路指導、余暇活動等々、施設の専門性を活かした取り組みを実践します。各部署の職員グループは、共通の方向性を持ちながら取り組みを進める必要があるため、定期的な担当者会議の実施、日々の連絡報告の徹底、時期毎に自立支援計画や成長の記録の作成、総括・方針などを行います。それと同時に職員会議で生活棟の状況報告や問題提起を行い、実践の共有化や他部署との連携を図ります。

養育方針など処遇に関しても課題や到達点を明確にし、安心感・安全感を育むこと、子どもの権利を擁護すること等に配慮しながら取り組み方針を立て、PDCAサイクルに沿って各部署が有機的に連携し取り組みを進めます。

【会議サイクル表】

	火曜日	木曜日		
	10～12	10～12		13～17
		10～11	11～12	
第1週	運営委員会	将来構想委員会 人材対策委員会 行事委員会 性教育委員会 児童会運営委員会		各部署会議
第2週		職員会議		各部署会議
第3週	運営委員会	係会議 (会計、衛星推進、 リスクは集合実施)	ケース検討会	各部署会議
第4週	給食会議(奇数月) 給食業者選定会議 (随時)	職員会議		各部署会議

○連絡会・・・毎朝 9:30 より(* 土日祝祭日、長期休みは PC にて確認)

①職員会議(月2回) 隔週木曜日 10 時～

全職員参加のもとで運営に関する協議、決定を行います。

施設運営について行事などの立案及び予算執行、子どもの入退所、方針・進路の決定等、全体での意思決定及び取り組み状況の確認を行います。

②運営委員会(月2回) 隔週火曜日 10 時～

各部署からの互選による推薦者を基に施設長より任命された運営委員により、職員会議へ提案する内容の議題整理と提案づくりを協議します。

運営委員は各部署の意見を集約すること、状況等を把握すること、施設全体を見渡して

調整を図ることが主な役割になります。

施設長と各部署より1名が選出されます。

運営委員は役割のひとつであり、特別な権限は持ちません。

③部署会議（毎週木曜日 13 時～）

各棟、事務部、専門部、調理部で部署毎に会議を行います。

④給食会議（奇数月第4週に実施）

栄養士・調理員、各棟代表者で実施し、食事に関する内容を協議します。

⑤係・委員会会議（月1回）木曜日 10 時～

各分野の内容に関して協議します。※各係・委員会は職務分掌表参照

⑥連絡会（毎日 9：30～）

各棟・部署からの報告事項・連絡事項の確認を行います。

2. 子ども支援

1) 基礎生活集団

子どもの生活単位は学童ユニット5ヶ所（各6～7名）、幼児ユニット1ヶ所（6名）、地域小規模児童養護施設1ホーム（6名）とし、それぞれを男女混合、縦割りの年齢構成とします。ユニットの構成は施設生活が極めて特異なものとならないように、子ども同士の人間関係、きょうだい関係、男女バランス、年齢バランスなどに配慮し、安定した生活感覚を育めるようにします。

2) 環境整備

子どもたちの日々の生活の中で「安心・安全」の保障は非常に大切です。より小規模化した生活環境を保障し、あらゆる機会を活用して園内外の美化及び安全対策を図ります。

住環境についても共有スペースや居室など、整理整頓され温かみのある居場所、様々な事故防止に繋がる生活環境づくりの工夫を、子ども達と一緒に考え共有しながら進めます。

3) 自立支援

日々の生活の営みや職場体験または見学等の機会を通し、以下の項目の取り組みを進めます。

- ・ 体験不足からくる考えの狭さを解消できるように、様々な体験の機会を確保し、広い視野・視点を養います。
- ・ 常に健康的に生活できるように運動、睡眠、栄養のバランスを図ります。
- ・ 発達段階に応じて「見る」、「聞く」、「話す」、「考える」等の能力を獲得・伸長できるように取り組みます。
- ・ 年齢・発達に応じて、自分自身のおかれている状況を理解できるように支援し、親子関係の安定及び再構築を図ります。
- ・ 個々の発達課題を明確にし、各々の課題が達成できるよう支援します。

これらのことを計画的に取り組むことができるように、子ども一人ひとりの自立支援計画・個別養護方針を作成・共有し実践します。幼児は3ヶ月毎、学童は学期毎に取り組みを総括し、目標及び計画を練り直して取り組みを進めます。個々の子どもの成長に

関する養育方針を軸に基本的生活、学習、健康、余暇などへ援助を行い、家族や地域との交流促進、また発達段階などに応じた目標設定をして取り組みを進めます。また治療的援助を必要とする子どもには、担当者が整理した資料を基に心理療法担当職員をはじめ専門部、また必要に応じて小児精神科医等と共にケース検討を行い養育方針の具体化をします。

4) 生活支援

入所している子どもたちは、様々な家庭環境の中で精神的・身体的に健全な発育が阻害されていることが少なくありません。その子どもたちに、安全が守られ安心できる日々の暮らしを保障することは児童養護施設の生活の基本です。

より望ましい生活環境を整え、子ども一人ひとりの権利を尊重し、発達段階に応じて子どもの成長を保障できる生活を展開するため、「基本理念」、「養護と自立支援のガイドライン」（※資料添付）に示す内容を標準として養護や自立支援に取り組みます。以下の事項を重点として取り組みを進めます。

- ・ 園で生活する子ども達の最善の利益が実現できることを目標に、大人と子どもが共に生活を作っていくこと
- ・ 子ども一人ひとりが主体的に物事にかかわり、自ら判断し決定できる経験を重ね、社会人として自立した生活を営んでいける総合的な生活力を養っていくこと
- ・ 集団の良さを活かした生活を通して育ち合う中で、人格成形、生活技術の獲得、人とのかかわりを学ぶことなどができるようにしていくこと

①生活リズム

発達段階に応じて、日々の生活づくりを自主的に行えるように支援します。また安定した日常生活を通じて、自立（自律）した社会人になれるように日々の生活に配慮し、特に高齢児童は選択と責任及び物事の優先順位を考えられるよう支援します。

②食生活について

子どもにとって食生活は子どもの体・心の発達に欠かせない養育の柱です。特に虐待を受けてきた子ども、経済的なことやその他の問題等で食生活が満たされていないかった子どもたちの食事に対する思いは大きく（味が分からない、噛めない、満腹感だけを追求する等）、食えること、調理することは喜びに繋がります。日常生活においては、季節食、行事食、「お袋の味」など様々な献立や食生活の機会を準備し、食事、調理・配膳、片付けなどの食生活の技術やマナーの習得などに取り組んでいきます。また自立に向けて（ひとり暮らし・家庭引き取り）の食生活についても視野に入れながら、日々の生活や調理体験・調理員のユニットへの出張調理等を通して、子どもの興味・関心を引き出す取り組みをしていきます。子どもたちの食に対する要望などを把握するために、嗜好調査を定期的の実施し献立に反映させます。

健康面への配慮として、アレルギーに配慮した食事を個別状況に応じて対応します。肥満傾向の児童についても専門的立場から栄養士が関わり個別援助を行います。常に安全を心がけ、衛生には十分注意をしていきます。

③健康について

心も体も健康なことが大切です。入所してくる子ども達は、養育者から十分に手をかけてもらえずに育ってきた子どもが多く、栄養不足で骨がもろくなっている子ども、虐待により発育が停滞している子ども、食事においてアレルギー対策の必要な子ども、

予防接種も期間内に受けているかどうかさえ判らないことがあります。基本的な生活習慣が身についていないうえに、お菓子が食事代わり、噛めない、虫歯、風邪、腹痛と一定期間の観察が必要です。子どもたちが元気で健やかに成長できるように、日々の生活では、早寝早起き、手洗いの励行、清潔で適切な衣類を着る、規則正しい食生活など基本的な取り組みを進めます。必要な生活習慣を身につけながら健康な体づくりと豊かな心づくりを目標としていきます。

(感染症)

感染の強いウイルス性の胃腸炎、インフルエンザ、ノロウイルス等感染症の予防策として、外から戻った際の「手洗い・うがいの励行」を日常的に実施し予防に努めます。アレルギーについては個々に把握し医師や栄養士と相談の上、適切に援助をしていきます。

(健康チェック)

子どもたちのなかには母子手帳の無い子ども、本来済ませるべき予防接種が未実施の子ども等がいます。母子手帳の再交付や健康チェックカードなど作成し、予防接種等が漏れのないよう注意していきます。

(健康診断)

在園する子どもたちの健康診断は、年2回、嘱託医により実施します。受診後に通院・加療など必要なものについては、関係機関や関係者等と調整を図り速やかに対応します。学齢児は、学校の健康診断も受けます。

(予防接種)

予防接種は、年齢に応じて順次接種しています。母子手帳などの記録がない場合があり、入所前の状況が不明な子どももいます。これらの子ども達についてはできる限り情報を集め対応を図ります。

任意の予防接種については、接種前までに保護者の同意が得られるように働きかけます。

(歯科検診)

学齢児は、学校で検診を受けます。

家庭からの新規入所児のほとんどが、保護者から十分に手をかけてもらえない状態で育っており、虫歯や慢性鼻炎を患っています。これらの子ども達については、入所後すぐに歯科や耳鼻科に通院する状態です。虐待を受けて入所した子の中には、栄養バランスが悪い子どももいました。

(細菌検査)

全児童対象に年4回実施しています。中学・高校生の中には、検体を提出したがいらない子どもがいますが、必要性を子どもたちに説明をして取り組んでいます。

調理員とケアワーカー、配膳に関わる機会が多い専門職は毎月実施し、その他の職員や子どもは年4回（6月、9月、12月、3月）実施します。

(通院)

新規入所の子どもは母子手帳や児童相談所での健康診断から情報収集を行い、既往病歴や身体の特徴を把握し、必要な場合は通院治療を行います。在籍している子どもは学校や本園での健康診断において異常が認められた場合には、早期に通院治療を行っています。また定期的に診察や治療が必要な子どもは、継続して各医療機関に通院して受診

しています。

5) 行事

①全体行事

家庭的養護への移行に伴い、当園も施設の小規模化・小集団化及び地域分散化が進められています。当園でも更なる個別化や地域・社会に適応する養育を進めており、全体行事についても棟またはユニットで実施できるものは、そちらへの移行を進めています。一方で、子ども同士または職員同士のユニットを超えた横の繋がりの中での達成感や充実感を得る機会も非常に大切であり、以下の行事については全体行事として計画します。企画にあたっては子ども達と相談しながら進めることで、それぞれの子どもにとって良き思い出となるように取り組みます。また地域との交流を図るための取り組みも行います。

全体行事は前年度の実績などを考慮して、実施計画、役割分担を決定します。各行事は行事委員会で企画案を検討し、職員会議において決定し実施します。

行事	目的	対象
高校進学を祝う会	・高校入学を迎えた子どもを祝うとともに、その喜びや目標をもつことの大切さを全体で共有する場とする。 ・高校入学することへの目標や希望を表明する機会とし、新たな生活への節目とする。	高校進学児童
納涼祭	・地域の方々、ボランティアとの交流を深め、地域に根差した施設づくりを目指す。 ・子どもたちと一緒に企画準備・実施を行い、役割を担う場面や達成感をあじわえる場をつくる。 ・当園の最たるイベントとして、職員間の連携や企画力・運営力の向上の場とする。	全児童、保護者、退所児童、地域等
餅つき 門松作り	・一年を締めくくる行事として、児童の伝統行事に対する関心を高め、本年を振り返り自己を見つめなおす機会を提供する。 ・地域の方々やボランティアも参加できる企画を計画し相互の連携、交流を深めていく。	全児童、地域、関係者等
歩け歩け 大会	・筑波山までの徒歩活動を通じて最後までやり遂げることでの自信を養う。 ・色々な方と関わりを持ち、行事を通して関わり方を学ぶ。	全児童、地域、関係者等
卒園式	・子どもに厳粛な式を経験させることにより、当園の生活に有意義な変化や節目をつけ新しい生活への希望や目標を確認する場とする。 ・式の持つ意義や目的に沿い、子どもが苦しみや喜びなど共に経験してきた事を振り返り互いに感謝する気持ちを育む場とする。	全児童

②棟行事

生活の潤いとなる多種多様な体験ができるように配慮し、企画段階から子どもが参加をし、生活の主体となれるような取り組みとして実施します。行事を通して子どもたち

が達成感、充実感をもてること、意欲の向上が図れることなどを大切にします。また高齢児は自力で立案し実現できるように働き掛けます。

行事	目的	対象
誕生日	本人の希望形式、メニューで誕生を祝う	対象児童
自由企画	時季毎に子ども達と相談し、棟・ユニットごとに企画して楽しむ	対象児童
招待行事	棟・ユニットごとに実施を検討する	希望児童
夏季キャンプ	野外活動等、日ごろ体験できない取り組みを通して、達成感や連帯感を養う	全児童
特別外出	長期休暇中に家族やフレンドホーム等と交流できない子どもの楽しみの機会とする	家族等と交流がなかった児童
七五三	子どもの健やかな成長を祝う	対象児童
クリスマス会	ユニット全員で楽しむ場とする	全児童

③実施計画と実施上の留意事項

ア) 実施計画の作成

目的、日時、場所、参加者、役割、実施内容、経費などを確認して計画を作成します。特に、外部関係者や地域住民が参加する行事は、早めに準備調整をします。家庭では味わえない、施設でなければ経験できない行事を企画します。

予算支出を伴う行事は単なる前年度の踏襲ではなく、新たな視点による改善を考慮し計画をします。提案は、遅くとも実施の2週間前の職員会議で承認を得ます。

イ) 実施の留意事項

・事前準備

必要に応じ、物品の購入、食事の手配、勤務振替等を事前に関係職員に周知します。子どもに対しては、事前の話し合いを通して、目的、日程、実施内容、注意事項等の説明を行い、企画段階からの主体的な参加意識の高揚につとめます。

・事故防止

事前に危険個所の確認、緊急時の連絡体制等について周知し万全を期します。

・引き継ぎ

行事ごとに、準備、実施内容、当日の状況、事後処理の反省を行い、次年度に引き継ぎます。

6) 育成

児童会運営担当をおき、子ども達の要望を把握し、子ども達が生活の主体者として関わることができるような話し合いをもちながら運営を進めると共に、生活上の約束事やスポーツ・レク等を通してその成長を図り、学年・年齢に応じた活動を子ども達と一緒に作り上げます。

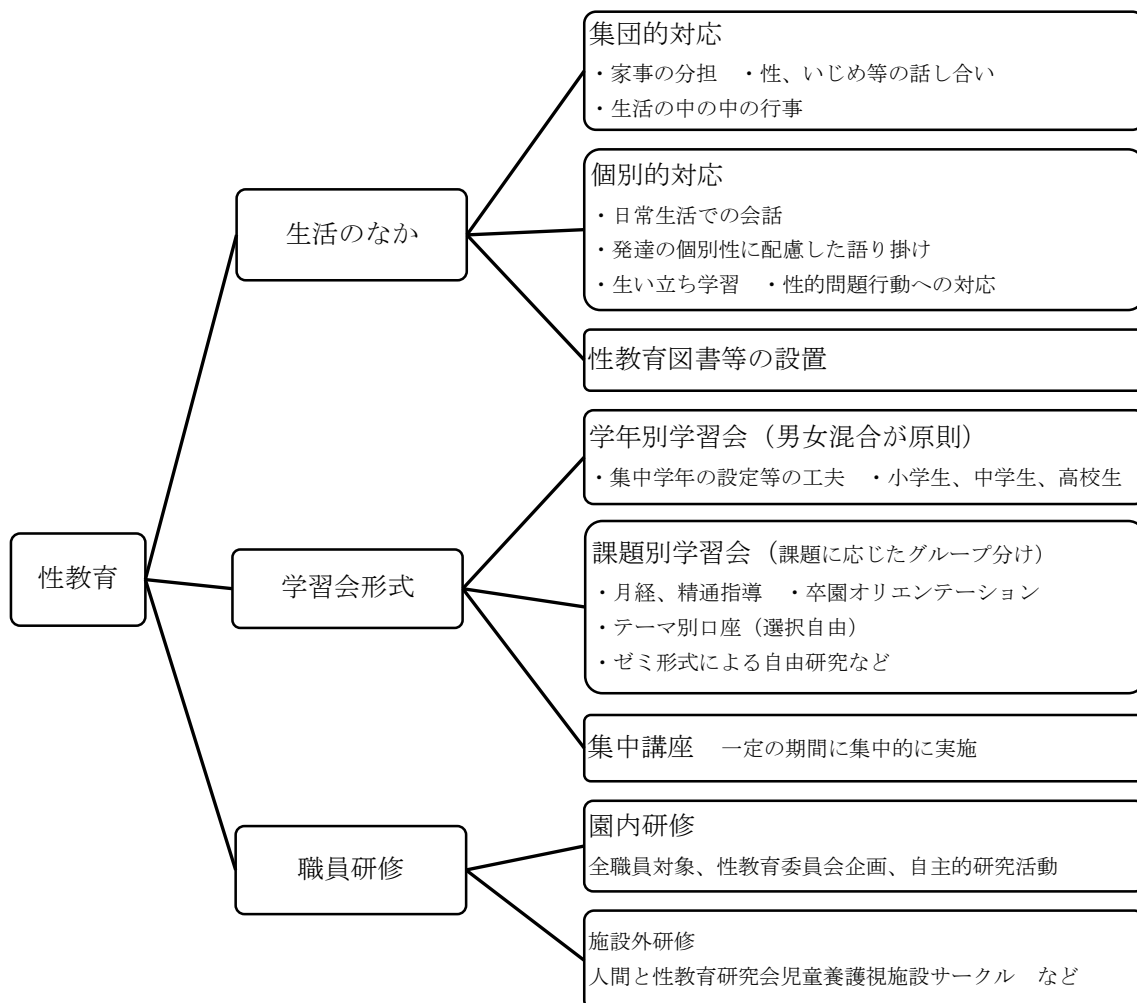
7) アフターケア

退所後の支援については、退所後援助計画に基づき生活棟担当、家庭支援専門相談員、自立支援コーディネーター等が家庭訪問や職場訪問を3年間は実施します。その後についても関係性を継続し、都度、相談や支援を行います。育った実家として帰省

できる場を提供します。

8) 性教育

性教育は子ども達に「性」について教えるだけではなく、「生」という大きなテーマを扱っていくことが求められています。“人間と性”教育研究協議会は、性教育を「科学教育」「人権教育」「自立と共生の教育」と規定しています。子どもに科学的根拠に基づいた情報、教育を提供すること、そして自分と他者を尊重すること、尊重できるような教育の機会が重要だと提言しています。人間にとって性は、人格形成や健全な社会参加にとってきわめて重要となります。子どもに「性や生」を伝えるためには、職員側が適切な知識や社会の動向を知る必要があります、子どもの性行動に対してどのような対応・支援を行うのかの共通認識をもっておく必要があります。それを踏まえ当園では、性教育委員会を中心にワークショップや資料の整備、アンケートなどを行い、生活の中で実践できる性（生）教育を検討し、子どもも職員も個々のプライバシーなどに配慮した生活をおくれるように教育的な機会や啓発活動の取り組みを進めます。



9) 個別児童対応プロジェクト

園に入所してくる子ども達は様々な課題や特性を抱えているケースが多く、それらはより複雑化しニーズはより多様化しています。それらの子ども達への支援は、より丁寧かつ専門的な対応とそれに伴う説明が求められており、日々の生活のなかだけでは対応し切れないケースが増加しています。これらの状況に対して担当棟では方針を立てきれなくなったとき、担当棟が養育の可能性を見出せるように専門部と一緒に問題となっている事態のアセスメントを行います。また担当棟だけでは実施が難しい取り組みは、他の職員の応援態勢を作るなどして個別児童の対応を行います。

早期対応の方がより効果的と考えられるプロジェクトや応援態勢は、出来る限り深刻な事態にならない段階でスタートさせる必要があります、以下の状況が生じたときに検討を始める目安とします。

- ① 子どもが大人の真剣な言葉にさえ全く耳を傾けない事態が生じてきたとき
- ② 大人が子どもの逸脱行動を制止できない事態が見られるようになってきたとき
- ③ 子どもの表出行動としての暴力行為が担当棟職員へ向かったとき

10) 治療的な生活環境作り

筑波愛児園に入所してくる子どもたちの多くは、不適切な養育環境、家族からの分離、喪失体験から、人への基本的信頼や愛着形成など心の発達課題を未解決なままの場合が少なくありません。子どもたちの言葉にできない不安、寂しさ、怒り、悲しみ等々の感情等は、日常の生活でかんしゃく、迷惑行為、逸脱行為、無気力、不登校、精神病的症状などとしてあらわれます。これらを大人への「無言のメッセージ」、「救いのサイン」として受け止め、子どもへの理解、関係づくりへつなげていくことが求められます。子どもたちは日常の何気ないやり取りの中で自分の思いを話したり、大人との関係や大人のあり方を試したりしてきます。大人の側にそれを聞き取り、感じ取るものが無ければ、せっかくのサインを見逃してしまいます。

施設での生活を自らの意思と関係なくせざるを得なかった子どもがどの時期にどのように発達につまずき、心の傷を受けたのか、その満たされなかった時期に立ち返り心の痛みが癒される体験が重要です。心の傷を軽減しトラウマ化させないためには、子どもの葛藤や脆弱な自我を支え乗り越える必要があります、そのためには信頼できる大人や仲間との出会いが必要です。

施設の生活は、子どもたちの安全を守り安心を与え、人への基本的信頼感を回復し、自らのもっている資質を伸ばしていけるような心身の「育ち直し」を援助できるものでなければなりません。そして子どもの心の安全基地としての役割を担えるようにするための生活環境づくりのために、下記の取り組みを大切にしていきます。

①基本的な安心感、安全感が与えられること

- ・ここには自分の居場所がある、大切にされている、守られているという感覚

②基本的な衣食住の提供と生活習慣づくり

- ・清潔で心地よい衣服や寝具、心和む居室や居間、食事を楽しめる団欒など
- ・身辺自立の前に、子どもが『大事にされている』、『守られている』と思えること
- ・生活習慣、役割（責任感）が育つことが、大人への信頼感、子どもの自立性を養うように工夫します

③家族との協力関係、子ども同士の育ちあい、地域からのサポートを子どもの人間関係の

広がりとしてつないでいきます

④自分の出自・家族との葛藤の整理、確認作業への援助

子どもが過酷な事実を受け入れ新たな自分をつくっていくには、直面できるだけの強さと信頼できる大人の存在が必要です。そばに居る大人への安心感と信頼感が子どもが事実に向き合える勇気を与えます。職員はその準備を助けながら、幾が熟すのを待つことが必要です。

⑤子どもの抱える心理的問題解決への心理治療的援助

子どもの生活にかかわるケアワーカーと心理療法担当職員及び治療指導担当職員の個別的・集団的な治療的援助が連携して行われていくと、問題解決に効果的につながっていきます。

11) 軽度発達障害・ボーダーラインの子どもの養育

都内の児童養護施設に在籍している子どもの約1/4が、軽度の知的障害児またはボーダーラインの子どもです。この子どもたちの養護には特別な配慮が必要です。

①健康的な自己イメージを育てる取り組み

発達障害の現れ方は、言葉・学習・生活などそれぞれですが、成長を阻害する行動パターンとして共通に現れるのが、やる前に『難しそうだ』『面倒だ』と思うと回避しようとすることです。大人が善意で「仕方がない」、「甘えを受けとめてあげよう」とすれば、『ぐずればやらなくてすむ』ことや『ごね得』を学習します。「あまり無理はさせられない」、「この子はこの程度で仕方がない」と大人が過剰に配慮をし過ぎると、『おまけしてもらおうことが当たり前』という感覚を育ててしまい、知的障害のある子どもなどの成長を阻害することになります。

この行動パターンを取る限り、新たな場面や多少の困難が伴う課題に対して前向きになれません。大人の叱咤激励が無ければやらないで済ませることの繰り返しであり、さらに『どうしたらおまけしてもらえるか』に力をそそぐ様になります。知的障害児などは、考え方や行動パターン化したときの修正が困難です。しかし適切な課題設定や条件設定をすれば、その子の力で着実にできるようになります。汗を流すこと（物事への腰の軽さ）、適切な課題設定（変わるべき良い知恵に気づくこと）、生活の中での有効感（出番）を当面の取り組み課題とします。

『自分はどうせ何をやってもできない』、『できなくてもおまけしてもらえる存在』と言う「否定的な自己イメージ」が、やらないで済ませよう、おまけしてもらおうという行動の根底にあると思われます。人より時間がかかってもやればできるという「健康的な自己イメージ」を育てることが大切です。

②知的障害児などの自立支援

知的障害者の通勤寮、生活寮の職員から「児童養護施設出身の子どもは自己認知が悪い」、「できないのにできると言う」とよく言われます。児童養護施設では、食事や掃除などの知的障害児ができないことを他の子や職員が手伝ってしまい、日常生活の多くのことができないままでも困りません。また、できないことを周りからばかにされないように対抗するために、口だけ達者になっていたりします。

自立に向けた目標に、知的障害施設と児童養護施設では大きな違いがあります。知的障害者施設は、生活に関わることを自分できちんとできるように『形で身につける』ことを基本としています。児童養護施設は『一通り教えて、後は必要に応じて自分でやれ

ば良い』と考え、形で身につける指導はあまりしません。児童養護施設の目標レベルで中軽度の知的障害児を育てたのでは、必要とされる自立の力を育て切れません。

知的障害児等にとって本園の生活が自立に向けて積極的な意味を持てるように、職業実習、生活の中で役割を担うこと等を通して、着実に経験を重ねていける等の取り組みを進めます。

12) 対外機関との関係

①児童相談所

入所にあたっては、子ども・家庭の理解を深めるために児童票の読み取り、児童相談所との連携のもとで養育方針を立案します。措置後は保護者や家族、必要な場合は親族等と家庭調整を児童相談所とおこない、子どもの養護に必要なことは何かを明らかにし、自立に向けて連携し取り組みを行います。

②学校・幼稚園

それぞれ連携しながら理解しあえる関係を作ります。子どもの養護問題、家庭・家族問題の理解と学力問題の解決のために定期的な協議会を開催します。PTA活動への参加は、各棟・ユニットで調整しながら受けるようにし、学校・保護者の状況を把握する機会とします。

③地域

地域の中に施設があり生活をしていることの自覚をもとに、地域での活動への参加と園が主催する行事への招待等、関係を大切にしていきます。信頼される施設を目指していきます。

④ボランティア

本園の方針と子どもの現状を理解していただき、社会的善意の活動として積極的に活用していきます。筑波大学のボランティアサークル（社会福祉研究会 筑波愛児園グループ）の皆さんには個別の学習ボランティア、遊びボランティアも行っていていただき、その他にも園や学校行事にも協力をいただいています。同大学OB会に職員も参加し、職員との親睦会、児童養護施設についての勉強会には資料を提出します。

3. ファミリーソーシャルワーク

子どもの入所時に、担当福祉司や関係者などから家族や親族の状況、入所にあたっての意向などについて説明を受け、課題の整理を行い、交流の方法や家庭引き取りの見通しについて意見交換を行います。

児童養護施設へ入所すること、保護者と離れて暮らすことは、子どもなりの心の整理や納得がない場合、子どもにとっては施設で生活すること自体が不満やストレスの原因となっていくます。また親子関係については物理的に離れた生活であるため疎遠な状況を生じがちになります。子どもにとって施設の生活が意義あるものにしていくためには、子どもが親子関係についての思いを整理し、保護者との絆の継続と強化をしていくことが重要な課題となります。

1) 保護者等との養育の協同

子どもと家族双方の状況を考慮して面会や外泊の機会を設けるとともに、本園や学校等の行事への参加を促し、親子交流の活発化を進めます。保護者と職員が子どもの養育について協同し、子どもの成長を共有することを通して親子の絆を強め、家族の再統合

を援助していきます。

自立支援計画の作成にあたっては可能な限り保護者等に計画の説明を行い、同意の下に目標を共有し協力して子育てを進めていきます。

2) 参加の呼びかけ

園、学校、地域などの行事への参加を呼び掛け、親子交流を図る機会とします。

- ・園行事：納涼祭、卒園式、親子交流行事など
- ・成長に関わる行事：入学式、卒業式、七五三など
- ・学校行事：授業参観、運動会、文化祭など
- ・地域の行事：お祭り、親子旅行など

3) 面会、外泊の推進

可能な限り夏冬の長期休みの外泊、週末外泊や面会を実施します。

①心理治療を要する子どもの場合

心理療法担当職員、治療機関と協議をしながら交流を進めます。

②精神疾患などの保護者の場合

病院の担当医、福祉事務所のケースワーカー及び児童相談所と連携をとりながら交流を進めます。

4) 進路選択・決定について

子どもの進路選択は、家庭引取りの時期や条件を考慮して子どもと保護者の意向を尊重して検討を進めます。

5) 家族療法事業の実施

施設内の親子生活訓練室（ファミリールーム）を活用して、親子で生活場面の再体験を行い、その関係の修復を図ります。入所によって関係を絶たれた親子に対して、宿泊体験や食事作りの実施、また子育て相談、外出等のイベント、家庭訪問等を実施し、段階的に関係修復ができるように取り組みます。短期間であっても家庭生活を体験することで、子どもと保護者など双方の安心感や自己肯定感及びそれぞれの相手への肯定感が醸成し、家庭復帰に結びつけていきます。

4. 自立への援助(アフターケア)

本園で生活をし、家庭へ戻っていく子どもたちの家庭復帰に向けた支援、社会に巣立っていく子どもたちの自立支援の充実はもとより、復帰後の家庭での生活への援助、社会での自立に向けた援助に取り組まなければなりません。相次いで入所してくる被虐待児の家族との調整は、早期に家庭に返すことばかりが目的とされるべきではなく、慎重に進める必要があることはいふまでもありません。

平成 16 年 11 月の児童福祉法の改正により、児童養護施設の本来機能として「退所した者について相談その他の援助をおこなうこと」とアフターケアが位置づけられました。

当園におきましても、家庭支援専門相談員、自立支援コーディネーターを中心にその取り組みを進めます。

1) 家庭復帰の援助

児童養護施設では入所児童が家庭へ戻ることを支援する取り組みは、これまでもファミリーケースワーク、家庭復帰促進の取り組みとして行われてきました。とりわけ子どもに養育上の難しさがあり、または保護者に社会生活上のハンディキャップがある、

地域社会から孤立した家庭である場合などは、家庭引き取りに特別な準備が必要となります。

①家庭引き取り後の支援体制を確かめ整備する

福祉事務所、市区の保健課、母子相談員、児童委員、保健婦、医師、教師、保育士など、必要な支援をどこが受け持ってくれるのかを確認します。必要な場合には、関係者に集まっていただき支援のネットワークをつくり、誰が支援のキーパーソンになるのかを明確にします。

②退所後、子ども・家庭の状況を把握し援助する

引き取りに向けた取り組みの一環として、保護者が困ったときに相談しやすい関係を職員がつくっておくことが、家庭引き取り後の子育てに困難が生じたときに早期対応ができることにもなります。

2) 就職をして社会に出た子どもたちへの援助

中学校や高校を卒業するまで施設で暮らす子どもたちは、家庭の援助を期待できません。また、今日、増加している養育の難しい子どもたちは、社会的自立が困難な子どもたちでもあります。

中学校、または高校を卒業したばかりの青年が、保護者の援助もなく、一人で見知らぬ場所へ移り住み、全く新しい人間関係の職場に入っていくには、身近な大人の支援は欠かせません。また、保護者の援助が得られない場合、就職やアパートを借りる際に、施設長が保証人になります。どの子も退所後の一定期間（概ね3年程度）は、職場訪問、定期的な電話連絡などにより、状況を把握し援助することが必要です。

社会性が育ちきれていない、発達障害などのハンディキャップがあることなどで環境になじむことに難しさがある場合、離職、転職を繰り返し、なかなか生活が安定しません。職場探し、住居の確保、生活費の工面、ときには万引き・窃盗などの違法行為の後始末など、アフターケアにおいて多くの困難への対応が必要です。このような子どもたちのアフターケアが最も困難を極めます。

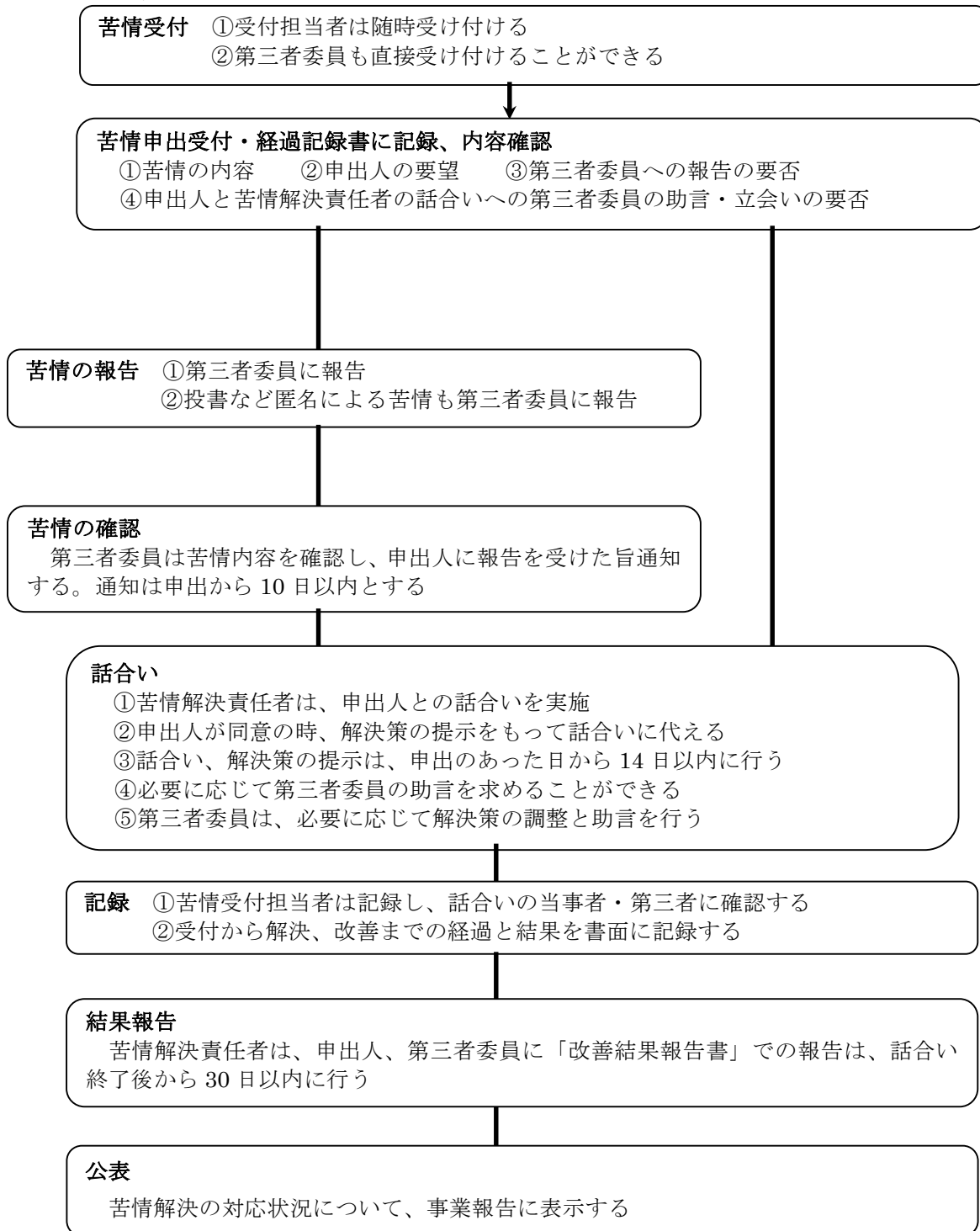
女の子の場合、妊娠・出産をしても、一人で生計を立て育児をしなければならないときがあります。このようなときには、福祉事務所、母子相談員、保育所などの社会的な支援制度につなげ、生活ができるように支援します。

5. 権利擁護

日々営まれる生活のなかで「安心・安全」の保障、「権利」について正しく学ぶこと、意見を述べていくことを大切にするために、理念・権利擁護係、リスクマネジメント係、苦情受付担当者が中心となり、安全対策及び権利擁護意識の醸成・向上に関する啓発及び対策を図ります。さらに主体者である子どもの訴えや要望を大切に受け止めるために、第三者委員と子ども・職員との面談等を定期的に行い運営向上に繋がります。

苦情解決体制として「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」「第三者委員」を設置し、苦情解決の仕組みを周知します。苦情については密室化せず、社会性や客観性を確保し、利用者等の立場や特性に配慮した適切な対応を図ります。

【苦情解決の手順】



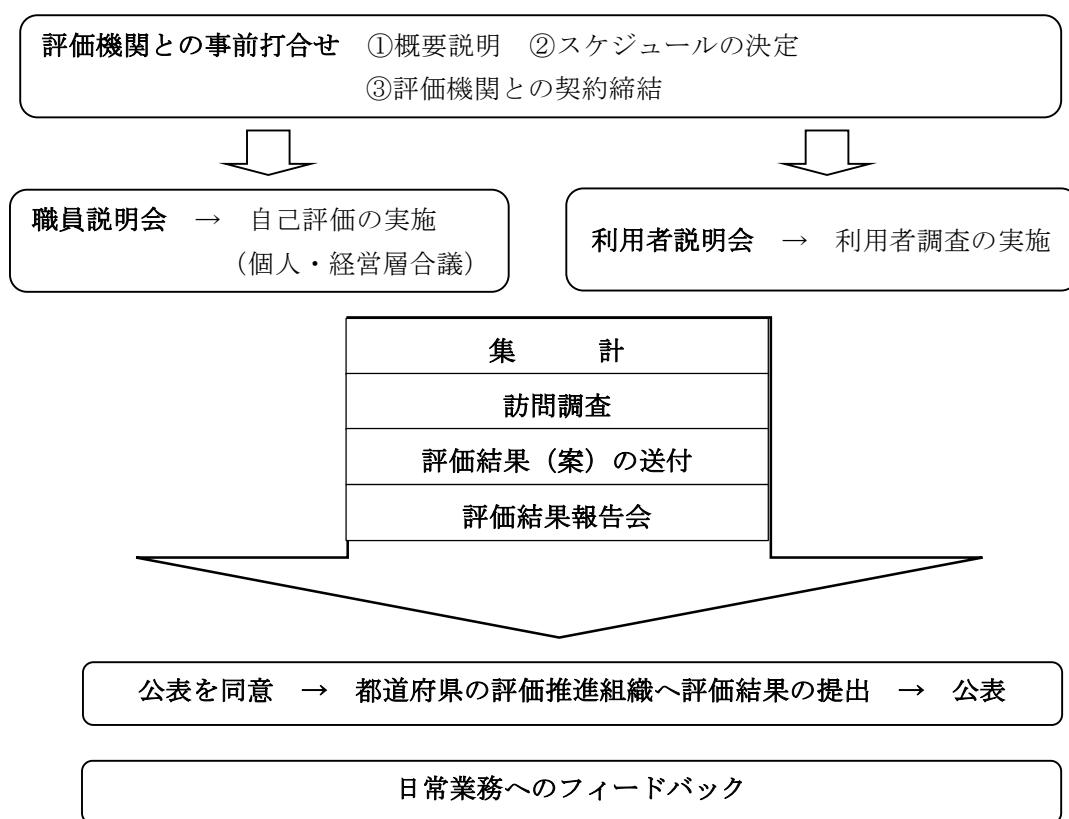
6. 第三者評価

利用者本位の質の高いサービス提供が今日の社会福祉施設には求められており、当園の提供するサービスの質を公正中立な第三者機関に専門的かつ客観的な立場から評価してもらうことで、現時点での施設全体の到達点や課題、またストロングポイント等を図る目安

とします。評価結果については全職員で共有し、指摘された事柄についての改善に取り組みます。また周囲の理解・信頼を得るために、ホームページ等に受審結果を公表します。

東京都は平成 19 年度より受審を義務付け、受審しない場合は補助金の削除をするとしています。また「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（厚生労働省雇児発 0312001 号雇用均等児童家庭局長通知）では、措置費の交付対象施設について、措置費の弾力運営適用を受ける条件として、「毎年度、『苦情解決の仕組みの周知、第三者委員の設置、入所者等からのサービスに係わる苦情内容及び解決結果の定期的な公表』が行われていること、又は、『第三者評価の受審及び結果の公表』が行われていること」が示されています。

【第三者評価の進行】



7. リスクマネジメント

子どもの安全を確保することは、児童養護の実践の場における最優先事項であり、これを保障していくことは義務であり責任です。

そして事故が発生した場合、事故が発生させるに至ったミスの本質を、客観的かつ正確に把握し、分析・対応するという面から、専門職としての検証に努め、そのノウハウを確立し、根本的な再発防止につなげていかななくてはなりません。

児童養護においては、ここ 20 年ほどの間の社会状況の変化ともあいまって、入所する子どもの状況が大きく変化してきています。特に注目すべきは虐待ケースの増加であり、さらに、保護者の経済的破綻や精神的な問題、ドメスティックバイオレンス等による「家

庭崩壊」です。これらを反映して、問題となる事故等の内容も変化してきています。

過去においての事故は、施設や職員にとって、ある程度の「経験則」で処理できるものが大半でしたが、現在は「経験則」だけでは処理できないような事故が多くなってきています。

そこで考えられるのが「リスクマネジメント」の考え方の導入であり、そのことで、施設内にどのようなリスクが存在するのかを把握・分析し、事故を未然に防ぐとともに、「利用者の権利擁護」や「生活の質の向上」につなげていくことです。

特に、限られた人と資源、情報を最大限に活かし、安全を守るためには、「インシデントレポート（ヒヤリハット報告書）」や「養護の質の向上のための活動」、「苦情解決制度」等による子どもや保護者の要望、他の事故事例を活用することが求められます。なぜならば、子どもたちの行動を見直した場合、あるいは、子どもたちと職員との関係性を考えた場合、常に意識しなければならないのが「人間の行為」であり、そこで起きる「ヒューマンエラー」が「事故」につながる可能性があるからです。

リスクマネジメントを一言でいえば「施設を護る」ことであり、利用者の権利を守り、養育の質や生活の質の向上にあるといえます。そのためには、基本となる法律等の規則を遵守することや、リスクの高い因子を取り除くこと等で子どもにとって快適な生活環境を整えること、また働く職員の立場に立って労働環境の整備や安全対策を講じることで、職員に対するリスクを軽減すること等を検討しなければなりません。

園全体として、以下のような点に留意して取り組みを具体化します。

①子どもの声の重視

子どもや家族とのコミュニケーションを図る

②情報の共有化と施設全体で取り組む姿勢

一人ひとりの悩みを施設全体の工夫につなげ、問題意識を共有化する

③施設をまとめる組織作り

組織のリスクマネジメントの体制と権限の明確化をする

④マニュアルで「基本」を決める

事故防止マニュアルの作成・周知を図る

⑤危険に気付く

リスクを把握するためのシステムの構築、ヒヤリハット報告書の活用を行う

⑥起こった事故が対策のカギ

要因を知ることが事故防止に繋がるため要因分析は可能な限り多角的に行う

⑦記録で分かる施設の姿勢

安全対策はマニュアル化し情報の共有化を行う

サービス実施に関する文章、記録を整備し、保管する

8. 緊急時の対応・連絡体制

緊急時には以下の手順に則り、迅速な対応が図れるようにします。

①施設長の指示をあおぎ緊急の体制を作ります。

②施設長が不在の時は運営委員の判断で緊急の体制・機敏な動きを作ります。

③運営委員が不在の時は勤務者同士の協議・判断により、緊急の体制、機敏な動きを作ります。

- ④連絡体制は施設長、運営委員から各部署の連絡・召集をします。
- ⑤迅速な情報共有及び体制の整備ができるように、緊急連絡網、グループメールの活用を行います。

9. 災害訓練・避難訓練・安全教育

本園で生活をするのは、2才から18才までの子どもたちです。幼い子どもたちは、火災や地震などの災害が起きた場合、迅速な行動がとれない、判断に支援が必要な子どもが多数含まれています。災害発生時に想定されるそれらのリスクを軽減し安全を守ることができるように、施設内に係を設け、年間計画に基づいた避難訓練等を毎月実施します。内容の充実した災害訓練・避難訓練を実施することにより、子ども達、職員の防災に対する意識を高めると共に、災害発生時には的確な判断と行動をとれるように取り組みます。分園も本園同様に計画・実施します。

消防計画に関しては、「児童・職員名簿」、「自衛消防・組織編成表」を所轄の消防署に提出し、連携を図ります。

防火管理にあたる職員は日本防火管理協会が開催する甲種防火管理講習を受講し、その課程を修了するものとします。

1) 火災訓練

迅速・的確に人命の保護と火災の拡大防止の措置を取れるように習熟することが目的となります。

①通報訓練

119番への通報要領、放送設備の取り扱い要領などを習得します。そして訓練想定に基づき、火災を発見してから119番への通報、園内連絡等を行います。

②消火訓練

設置してある設備・器具の位置、性能および操作方法を習得します。そして訓練想定に基づき、消火器を実際に使用した訓練をします。

③避難訓練

訓練想定に基づいて、放送設備を活用し、子どもたちを秩序正しく迅速に誘導します。自力避難が困難な子どもについては、適切な方法で安全な場所へ誘導します。また、逃げ遅れた者等の情報をいち早く消防隊に報告するまでを行います。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により」、避難および消火に対する訓練は少なくとも毎月1回実施することが必要であり、これについては年間計画に基づいて実施します。

2) 災害訓練計画【平成30年度年間計画（予定）】

日程（本園、第一分園共通）	内 容
4月13日（土）	避難訓練（火災）、消火訓練
5月11日（土）	避難訓練（地震）、消火訓練
6月1日（土）	避難訓練（火災）、消火訓練
7月29日（月）	避難訓練（地震）、消火訓練
7月6日（土）第一分園	〃
8月26日（月）	避難訓練（火災）、消火訓練

8月3日(土) 第一分園	〃
9月7日(土)	避難訓練(地震)、消火訓練
10月5日(土)	避難訓練(総合)
11月2日(土)	避難訓練(夜間)、消火訓練
12月7日(土)	避難訓練(地震)、消火訓練
1月11日(土)	避難訓練(火災)、消火訓練
2月1日(土)	避難訓練(総合)、消火訓練
3月7日(土)	避難訓練(地震)、消火訓練

○避難場所

	本 園	分 園
第一避難場所	施設内U B S 広場	園庭
第二避難場所	施設北側調整池	大曾根小学校
第三避難場所	田水山小学校	

3) 安全教育

日々の生活の中には犯罪、災害、事故など甚大なものから軽度の怪我等の軽微なものまで様々な危険があり、これらについてはそのほとんどはいつ起こるか予測が付きません。それらが起こらないように、また起きたときには最小限の被害に留められるように、職員及び子ども達に対する安全教育に取り組みます。安全教育に関して、職員側には安全を守る環境や関わり等、子ども達には自らの安全を守り他者の安全に配慮できる力を育むこと等を中心に取り組みを進めます。

10. 職員構成、および勤務時間

1) 職員構成 (42名)

施設長	1名
事務	2名
家庭支援専門相談員	2名
心理療法担当職員	1名
個別対応職員	1名
医療機関等連絡調整員	1名
子育て相談員 (地域支援担当職員)	1名
治療指導担当職員	1名
自立支援コーディネーター	1名
フリーグループ	3名
青空棟ケアワーカー	6名
太陽棟ケアワーカー	6名
さくら棟ケアワーカー	7名
地域小規模児童養護施設「つくしホーム」	3名
栄養士	1名

調理員	4名
用務員	1名

2) 勤務時間

就業規則に基づき以下の通りとします。

- ① 事務は4週8休で週40時間勤務とします。
- ② 専門部は4週6休で平均週40時間勤務とします。
- ③ ケアワーカーは週1～2回の宿直業務のほか4週6休で平均週40時間勤務とします。
- ④ 調理員等は早番、遅番を決め、4週6休で平均週40時間勤務とします。
- ⑤ 各職員とも平均週40時間を超えて勤務するときは、給与規定に則り超過勤務手当を支給します。

11. 職員研修

児童養護の仕事は、「人が人を相手に行う専門的な対人サービス」を基本とするものです。その担い手である職員が、より適切な養護実践が行えるようになることが、子どもたちの「最善の利益」を目指す上で大変重要なこととなります。日々の研鑽とこれまで養ってきた経験や地域によって、より良い養護実践を行うことが求められていますが、複雑化・困難化する傾向にある子どもの発達のもつれやその家族の複合的問題への取り組みは、従来通りのやり方では必ずしも対処しきれるものではありません。

他施設の教訓、子どもの発達に関わる諸科学の成果を学び、様々な視点や考え方と実践に触れることで個々の職員が自らを高め、さらに組織全体の成長を図っていくことが重要であるため、研修の受講を推奨します。進めるにあたっては係や委員会で個別または職員集団としての課題や希望を集約し、その情報を共有しながら推進します。

1) 園内研修

OJTを中心に、日々の業務の中で専門的な知見やスキルが身に着くよう取り組みます。他、外部講師を招聘してのケースカンファレンスの実施、養育理論や養育理念を具現化するための研修等を行います。テーマについては係が個々の課題や希望を集約して実施します。

ア) OJT及びヒヤリハットを踏まえた研修

毎日の養護実践で起きている日常の問題や課題をヒヤリハット等によって抽出し、OJTを活用する中で業務の向上を図ります。

イ) 事例検討会

専門部と関係部署によるケース検討会を隔週で行います。その他、必要に応じて実施していくことで、子どもの理解を深め、お互いが切磋琢磨し援助技術を学ぶ機会とします。

ウ) ケースカンファレンス

外部講師を招聘し、子ども支援・発達に関わる研修及びケースカンファレンスを定期的に行います。理論に基づいた実践を行うことで、子ども理解と支援力の向上を図ります。

エ) 新任研修

施設概要、日常業務全般にわたる基本的理解を目的に行います。

オ) その他

職員集団作り、当園の運営システム、権利擁護、被措置児童虐待等々、ケアワークに関するもの以外にも必要に応じて取り組みます。

2) 関係機関主催による外部研修への参加（OFF-JT）

社会的養護の制度政策、性教育、リスクマネジメント、人財育成等々、それぞれの職域や階層、課題意識等に応じて研修に参加できるようにします。全員に研修参加の機会を保障し報告書の提出や発表の機会を設定することにより、その内容を全体で共有し、それぞれの取り組みに活かすことができますようにします。

3) 自己啓発の研修（SDS）

職員の職場内外での自主的な自己啓発活動を推奨します。また意識向上のための環境整備や情報提供を行えるよう配慮します。

各部署の職員集団毎に学びたいことについて話し合い、部署の共通テーマを設定します。そのテーマに沿った研修を集団で追いかけて、共有します。

4) 施設見学

養育に関する先駆的事業を実施している施設の実践に学ぶため施設見学を行います。

5) 職員交流

東京都社会福祉協議会児童部会、茨城県児童福祉施設協議会等、当園が所属する団体等の役割は積極的に負い、それぞれの機会において交流を図ると共に知見を広められるように配慮します。

12. 専門機能強化型児童養護施設

制度の実施要綱にもあるように、「治療的・専門的ケアが必要な児童への適切な支援」を行なうこと、そして「児童の社会的自立の促進を図ること」が目的となっています。対応が困難な子どもへの支援はもちろんですが、より専門的・治療的な支援後の「（社会的自立や家庭復帰後の適応を含む）自立」に重点が置かれています。つまり子どもへの治療的・専門的な支援を行ない、それが長期的な支援（社会的自立の促進）につながるような支援体制の強化及び職員の資質向上に取り組むことが必要とされています。このことを踏まえ、以下の取り組みを行います。

1) アセスメント

被虐待児童の増加、性的問題を抱える子どもや衝動性の高い子どもが増えています。入所背景もより複雑になり、保護者支援も非常に困難なものになっています。複雑困難化しているケースに対して適切な支援をするためには、的確なアセスメントが必要であり、そのために専門部等と連携し的確なアセスメントを行います。

2) 自立支援事業の実践

①職場体験の実施

長期休暇中、施設で依頼した事業所にて宿泊、通所の職場体験を実施します。職場体験後には事業主から評価をいただき、体験を行った子どもとのフィードバックの機会に活用します。

②進学支援

- ・外部支援団体の援助を受け通塾、家庭教師の派遣、通信教育講座の受講等、個別ニーズに対応した環境を整え、子ども達の進路に役立てます。また資格取得も目指し、

子ども達が主体的に社会参加できるように支援します。

- ・学習ボランティアを活用し、基礎学力の向上に取り組めます。

③進路支援

外部支援団体の協力を得て、主体的に社会参加できるように、就職や職業についてのガイダンスをする機会をもちます。具体的には外部支援団体と一緒に活動の企画、実行、反省を通して、社会性を身につけていくことを計画します。また経済や時事問題、職業についての学習会や見学会を開き、子ども達の進路支援を行っていきます。

3) 地域支援事業の実践

定期に非常勤小児科医が発達障害やケース検討を行う学習会を開催し、近隣の小・中学校、施設にも参加を案内します。また要望に応じて積極的な講師派遣を行います。

4) 個別的ケア・専門的ケアの実施計画

①個別の関わりを通して、子どもに安全・安心な生活を保障します。

個別の関わりを通して、愛着に課題がある子どもへ適切なケアを行い、他者と良好な関係がとれるよう支援していきます。

②中高生を対象とした個別外出支援の充実を図ります。

地域社会への個別外出を計画し、様々な人々と触れ合う機会を通し、コミュニケーション能力の育成を図り、また交通機関の利用や金銭感覚を養います。

③積極的な意見交換ができる棟・ユニット会議を行い、情報の共有化を図ります。

会議参加を通してケース検討を行います。そして情報の共有化を図り、子ども支援に役立てます。また日程調整し、個別の通院、買い物等を行います。

④ 専門部の一員として専門部内における職務に責任を持って遂行します。

家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員、医療機関等連絡調整員、子育て相談員（地域支援担当職員）、治療指導担当職員、自立支援コーディネーターが連携をとり、より効果的な個別ケアを実施していきます。

⑤個別対応業務をより精査し、内容の具体化を図ります。

⑥個別支援計画を実施し、年度総括を経てより良い個別対応業務の確立を目指します。

他部署との連携、対象児童への継続した個別支援ができるよう、個別支援計画をもとに個別のケアを行います。

5) ケアの向上に向けた、他施設との情報交換・交流等計画

定期に非常勤小児科医が発達障害やケース検討を行う学習会を開き、近隣の小・中学校、施設にも参加を案内します。また関係する機関や団体、地域、養成校など、積極的に講師派遣を行います。

6) 施設運営向上事業

①運営の質の向上

ア) 課題及び目的

子ども支援がより充実するように、平成 25 年度に体制を中舎制からユニット制に改め、地域小規模児童養護施設（1 ホーム）、をスタートさせました。

施設の基本理念を踏まえつつ各生活棟での支援を実施していますが、より良い運営と子ども支援につながるように第三者委員の定期的な訪問及びヒアリングを通し、現状の課題をきめ細かく抽出し改善及び向上への取り組みを進めていきます。

②実施スケジュール

年間6回を予定しています。年度末には全体会を開き、全職員に対して活動報告を行います。(※日程は調整中)

日程	実施部署など	内容
5月	太陽棟	子ども（個別）、担当ケアワーカーからのヒアリング
7月	青空棟	〃
9月	さくら棟	〃
11月	つくしホーム	〃
1月	専門部	業務課題のヒアリング
3月	年度総括会	年度総括し、施設運営の現状と次年度課題についての協議

イ) 家庭復帰支援等の推進

入所してくる子どもの多くが虐待ケースとなっています。被害を受けた子ども達は入所中に多職種の支援を得られますが、加害側である保護者等への支援は乏しいものとなっているのが現状です。家庭復帰を進めるうえでは保護者等への手厚い支援は子どもへの支援と同様に必須であり、本園においても筑波大学社会医学系講師・精神科医の森田展彰氏を中心に、ケアワーカーや家庭支援専門相談員、治療指導担当職員、心理療法担当職員が連携しPCIT（Parent Child Interaction Therapy；親子相互交流療法）の実施を予定しています。この支援プログラムを通し、子どもと保護者等との愛着関係や交流をより健全なものとし、双方にとってより良い家族再統合を目指していきます。

13. 地域に根ざした施設づくり

地域住民にとって当園は、地域に施設はあるものの利用していないことから、理解されにくい存在になりがちです。本園の子どもたちの生活は、園内にとどまらず地域の子どものたちと遊び、地域の学校へ通うなど地域の中で営まれています。本園が地域と隔絶された特別な空間としてではなく、地域の一員として、取り巻く環境と良好な関係を築くことに取り組んでいきます。

1) 育成会・水守地区子供会

育成会は、水守地区に居住する子どもが参加している全家庭で組織され、水守地区子供会がその活動を後援することを目的としています。地区の子ども達の健全育成のために、奉仕作業、お祭り、親子旅行など様々な行事を企画し、地域の方々と職員の交流の場にもなっています。育成会活動には積極的に参加し、役員をはじめ地域の方々との交流を深めるとともに、園と共同の行事の実施、地域の状況の把握、園の理解への広がりに取り組んでいきます。

2) 学校

小・中学校とは、学期ごとに協議会を開催します。日常的には必要に応じて幼稚園、小・中学校へ出向き、園での子どもの様子や取り組みを伝え、学校の様子を聞くなどの情報交換を行うとともに、協力関係を築くよう取り組みます。

また、幼稚園、小・中学校それぞれのPTA役員も引き受けるようにし、学校、保護者当園や園の子どもへの理解を深めていただけるように働きかけます。

学校行事には、できるだけ保護者が参加できるように、その都度、連絡を取り働きか

けます。

3) 園行事

地域の方々と一緒に過ごせる機会となるように、取り組んでいきます。

①納涼祭

毎年、地域の方々の参加を得て実施し、地域の方も楽しみにしてくれる行事です。ボランティアの協力も得て、焼きそば、かき氷などの模擬店を出店しています。また様々な企業や篤志家からも物品等々の寄附をいただき、開催にあたっては大勢の方達にご協力いただいています。近隣の方には、ミニバザーが好評です。

②餅つき・門松作り

地域の方達にも参加して頂き、毎年12月27日にミニ門松作りと餅つきを実施しています。自作したミニ門松はお持ち帰りいただき、つきあがった餅は一緒に食べる機会を持っています。また近隣の方達にも餅を配り地域の理解を得ていけるように取り組んでいます。実施には、学生ボランティアの協力を得ています。

③歩け歩け大会

毎年、外部支援団体やボランティアの協力を得て、筑波山まで往復する歩く会を実施しています。移転後は、旧筑波駅から筑波山頂まで年齢や体力を考慮して完全走破するグループとケーブルカーなどを利用するグループに分かれて実施しています。大勢の地域の方が参加できるように、実施時期や内容を検討しながらすすめていきます。

14. 実習生・研修の受け入れ

人材確保、育成の観点から、子ども達の生活に支障がない範囲で積極的な受け入れを行います。

①実習の受け入れは原則的には前年度の12月頃までに依頼を整理し計画をたて、養育校に回答します。

②オリエンテーション

年間3回に分けて実施します。実習の手引きにより、実習プログラムについて説明を行います。

③施設職員などの見学・研修受け入れ

他施設の職員などの見学や研修は、要請に応じて調整して受け入れます。

15. 児童相談所との連携

当園で生活をしている子どもや家族などへの適切な対応や効果的な養育を進めていくためには、措置機関である児童相談所との連携は極めて重要です。

入所している子どもの中には、逸脱行為、迷惑行為を繰り返す子ども、心理療法、医療との連携を必要とする子どもなどが含まれます。家族状況においても、精神疾患や知的障がいなどのためにサポートを必要とする保護者など、複合的な困難を抱えている場合があります。このような場合には、児童相談所と連携をとり、協力しながら対応を進めていくことが特に重要となります。

1) 子どもの養育にかかわる事項

自立支援計画書や時期ごとに作成する「成長の記録」を、児童福祉司に送付します。ま

た子どもの状況を必要に応じて報告をします。

子どもの状況に応じて、児童福祉司の面会、心理判定、一時保護を依頼します。

2) ファミリーケースワークにかかる事項

子どもと家庭などの状況に応じて、面会や外泊等の家族との交流の可否について児童福祉司に相談をし、実施後にはその状況を児童福祉司に報告をします。必要に応じて、家庭状況、家族歴の調査を依頼します。家庭引き取りの時期や自立支援の目標設定については、児童福祉司と十分な意見交換を行いながら選択・決定を進めます。

子どもの保護者が福祉事務所、医療機関などの援助を受けている場合、児童福祉司を通して、各ケースワーカーからも情報を得るようにします。必要に応じて、養護方針、自立支援計画等の検討、協議に各関係機関から加わってもらえるように、児童福祉司に調整を依頼します。

3) 治療指導課の利用

児童養護施設で情緒的な問題を抱えている子どもに対して、短期入所（概ね1～4週間）による状況把握、諸検査等を行い、その後の施設支援について助言を求めます。

4) 一時保護所の利用

規則正しい生活の中で生活の立て直しをはかります。日常生活を離れて自分の行動を振り返るようにします。措置変更も考えに入れた行動観察をします。必要に応じて医学的診断、心理検査などを行います。

《利用の手順など》

- ①利用期間は、原則として1ヶ月程度です。
- ②利用は、緊急の場合もありますが、早めに担当福祉司に連絡します。
- ③児童相談所と施設の意見をよく調整し、保護所の利用目的をはっきりさせておきます。
- ④子どもの状況について、事前に十分な情報提供をすることが大切になります。
- ⑤保護所に入るときには、子どもにきちんと説明をし、納得させておきます。

16. ボランティア

様々な広報活動などを通して、沢山の個人および団体のボランティアの方々から、労力提供、経済的援助、物資的援助等、様々な援助をいただいています。必ずしも十分とはいえない施設の経済的・人的環境の中で、ボランティアの方々のご支援は子どもたちにとっては勉強を教えてもらったり、普段はできない体験をさせてもらったり、個別に大人を独占したりと、貴重な体験となっています。また招待行事や寄贈品は、子どもたちの生活に物的な面だけでなく、心の潤いや豊かさを与えていただき、忘れられない思い出をたくさん経験させていただいています。

また施設職員だけでは作り上げられない子どもの勉強や遊び、各種行事のサポート等の支援をしていただき、労力的にも非常に心強いものとなっています。

1) ボランティアの受け入れ

本園が必要とするボランティアは、園のホームページ、社会福祉協議会ボランティアセンターの広報紙で呼びかけをしてきました。また、フレンドホーム、職業指導ボランティアはリーフレットを作り、個人、団体に配布をして呼びかけをしています。

受け入れにあたっては毎年ボランティア担当者を係としておき、その調整を図っています。先方から申出があった場合には、施設の運営上または子どもにとって有効な援助者で

あることを確認し、職員会議で協議のうえ受け入れることを原則としています。

2) ボランティアの活動内容

①施設運営

- ・財政や物品の援助（寄付、バザーへの協力など）
- ・労力の提供（行事の手伝い、清掃、修理など）
- ・職員研修等の援助（講演など）

②子どもの生活

- ・援助プログラム（学習指導、スポーツ指導、行事のスタッフ、幼児保育など）
- ・行事への招待（スポーツ観戦、遊園地、ピクニック、バーベキューなど）
- ・行事等へ備品の提供
- ・フレンドホーム（家庭生活の体験、精神里親など）
- ・職業指導（事業所での職場体験など）

③地域交流プログラム

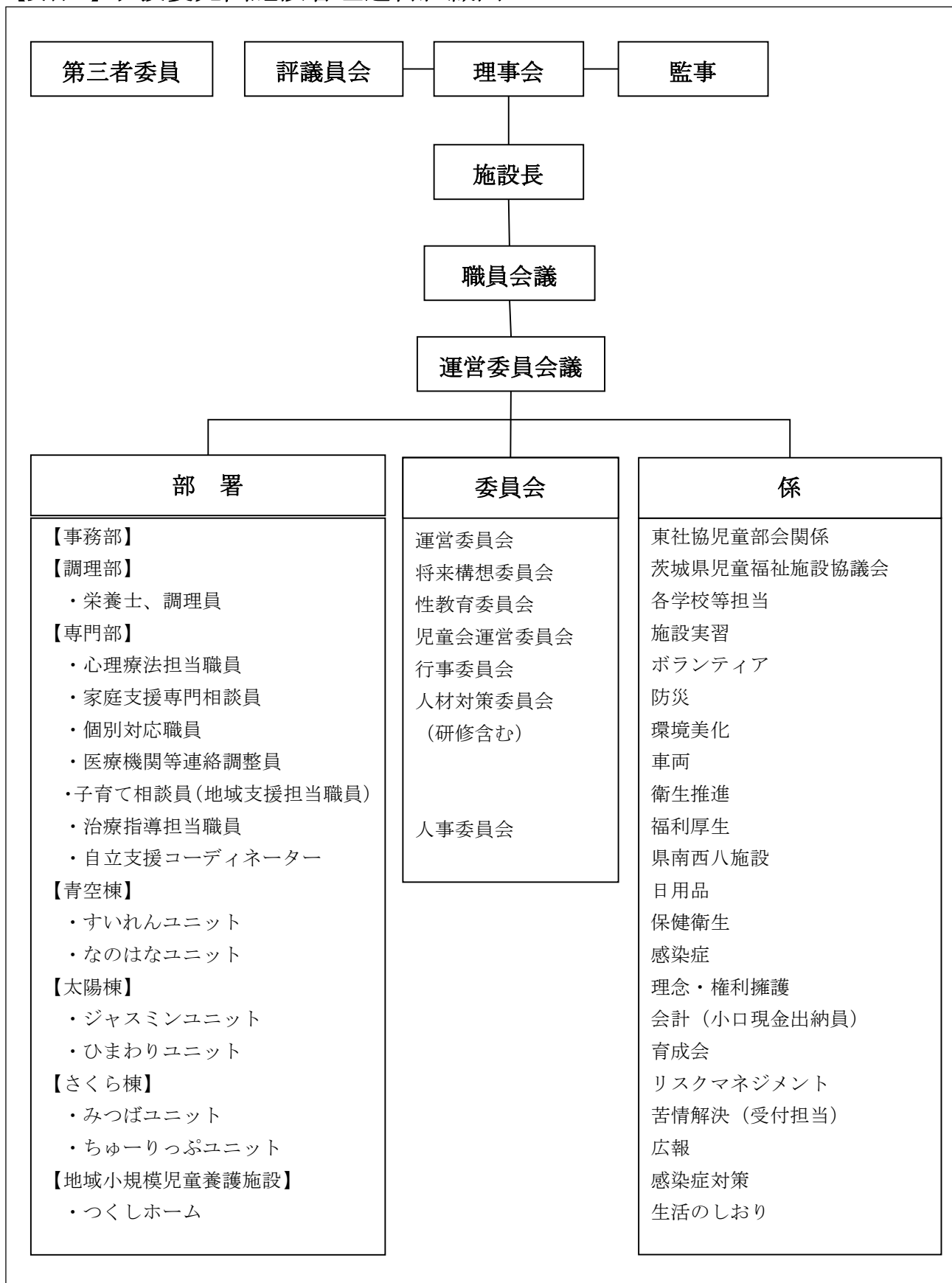
- ・歩け歩け大会、納涼祭への参加（準備作業、当日のスタッフ、機材の提供など）
- ・地域子ども会との合同行事など

④その他

- ・ボランティア活動を進めるうえで必要な職員との話し合いなど

以上、2019 年度の事業計画とします。

【資料1】筑波愛児園施設管理運営組織図



【資料2】個人情報保護法遵守への対応

個人情報の保護に関する方針(プライバシー・ポリシー)

1. 法令の遵守

当法人は、個人情報の保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、より適正な事業執行に努めます。

2. 個人情報の適正な取得

当法人は、個人情報を適法かつ適切な方法で取得します。

3. 個人情報の利用

当法人は、個人情報をその利用目的の範囲内で利用します。

4. 個人情報の第三者提供

当法人は、法に基づき許容される範囲を除き、事前にご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

なお、必要に応じて当法人業務の一部を委託する場合に、業務委託先に対し個人情報の一部を提供する場合がありますが、この場合においても、当法人として業務の委託先に対する適切な監督を行います。

5. 個人情報の適切な管理

当法人は、保有する個人情報について、その利用目的の範囲内で、できる限り最新かつ正確な内容として保持するよう努めます。

また、その管理についても、個人情報の漏えい、滅失、毀損などがないよう十分に配慮し、安全に管理します。

6. 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止

当法人は、当法人が保有する個人情報について、ご本人から自らに関する個人情報の開示の申し出、またその内容に関する訂正、追加、削除、利用停止等の申し出がなされた場合には、所定の手続きに従い速やかに対応します。

7. 個人情報の取り扱いに関する苦情への対応

当法人は、当法人における個人情報の取り扱いに関して苦情が寄せられた場合には、適切かつ速やかに対応します。

8. 個人情報保護に向けた体制整備、職員教育の実施

当法人は、個人情報を保護するため、適切な管理対策を整備するとともに、職員の意識啓発に努めます。

【資料 3】2019 年度職務分掌表

対外業務	系 学 校 関	幼稚園	対象棟のいる棟
		小・中学校	対象棟のいる棟
		高校	対象児のいる棟
	児 童 部 会 関 係	児童部会 施設長会	施設長
		〃 従事者会	さくら棟
		〃 書記会	事務部
		〃 給食研究会	調理部
		〃 専門職委員会 (FSW/心理/医療)	専門部
		〃 リーディングケア委員会	自立支援コーディネーター
		〃 GH制度委員会	つくしホーム
		〃 子育て支援委員会	専門部
		〃 人材対策委員会	人材対策委員
	茨城県児童福祉施設協議会		施設長、専門部
	県南西八施設合同研究会		専門部
	施設実習		専門部
	ボランティア		専門部
園 内 業 務	委 員 会	将来構想委員会	施設長、各部署 1 名
		性教育委員会	青空棟、太陽棟、さくら棟
		児童会運営委員会（生活のしおり）	青空棟、太陽棟、さくら棟 各 2 名
		行事委員会	専門部、青空棟、太陽棟、さくら棟、調理部
		人材対策委員会／研修	各部署 1 名（事務部を除く）
	係	広報	事務部
		日用品／保菌検査	調理部
		福利厚生	専門部
		リスクマネジメント	各部署 1 名（事務部を除く）
		育成会／理念・権利擁護	青空棟
		環境美化／防災	太陽棟
		車輛	さくら棟
		保健衛生／感染症	さくら棟、医療機関等連絡調整員
	そ の 他	運営委員	施設長、各部署 1 名
		衛生推進者	各部署 1 名
		会計・小口現金出納員	青空棟、太陽棟、さくら棟、つくしホーム、調理部
		個人情報情報保護管理者	運営委員が兼務
		苦情受付担当	施設長より任命
		人事・体制検討会議	運営委員
		給食会議	調理部、青空棟、太陽棟、さくら棟
		給食業者選定会議	事務部、調理部、青空棟、太陽棟、さくら棟

【資料4】 筑波愛児園 児童養護と自立支援のガイドライン

第1 職員の基本姿勢

- 1 私たち職員は、筑波愛児園（以下、「本園」）で生活をする子ども（以下、「子ども」）の基本的な人権を尊重し、プライバシーの保護・体罰禁止の原則を守って援助します。
- 2 私たち職員は、すべての子どもは自由であり、また権利においても平等なものとしてその生活を守っていきます。
- 3 私たち職員は、子どもに対して高圧的、乱暴な言動をせず、一人ひとりが安心して誇りを持って暮らせる施設の実現に努めます。
- 4 私たち職員は、子ども一人ひとりの自主性、自発性を育み、自立に向けて援助します。そのために、自ら判断し、決定できる場と機会を保障します。
- 5 私たち職員は、将来、子どもが社会生活を営めるよう、知識・技能・ルールの習得をめざして援助します。
- 6 私たち職員は、子ども一人ひとりの能力・社会的条件に適した進路選択を共に考える立場で援助します。
- 7 私たち職員は、子ども一人ひとりの「個別生活援助プログラム」を作成して援助します。
- 8 私たち職員は、本園で生活していくうえで必要なルール・マナーを子ども一人ひとりが理解できるように援助します。
- 9 私たち職員は、上にあげた専門的役割を認識し、職員相互のチームワークと自己研鑽により、養護及び自立支援の質の向上をめざします。

第2 養護と自立支援の具体的指針

1 個別生活援助の推進

- (1) 基本的に子ども本人の同意に基づき生活援助をします。
- (2) 施設の基本方針などの情報を子ども、保護者に伝えます。
- (3) 「自立支援計画書」は、子どもの持つ個性・行動特徴・興味・関心・能力・疾病状況などを考えて、本人・保護者・関係機関（児童相談所・福祉事務所・教育機関など）と意見交換を行った上で作成します。
- (4) 子どもの主体性を尊重し、個性や特性について日常的に理解を深め、個々の状況に応じてコミュニケーションの方法を工夫します。また、言語による意思表示が困難な子どもに対しては、身振り、手振り、表情、行動で訴えることをしっかり受け止め、その意思を確認しながら援助していきます。
- (5) 子どもの安全確保

- ①子ども一人ひとりの行動特徴や障害特性を理解の上、危険回避及び安全確保に努めます。

(6) 子どもの保護者との連携

- ① 子どもに対する保護者からの問い合わせには、的確に対応するとともに、子どもの体調や行動に変化が生じた場合は、速やかに連絡します。
- ② 事故、怪我、疾病などによる通院・入院については、速やかに連絡します。
- ③ 保護者へは、面接、電話、手紙などで子どもの状況を伝えます。

2 健康維持・情緒の安定

(1) 子どもの健康状態を把握し、清潔の保持に努めます。

- ① 食事や排泄の状況、体重変化等から健康状態を把握し、速やかな対応を行います。
- ② 身体、住環境の清潔保持に努めます。
- ③ 衣類・食器・生活用品の衛生管理に注意します。
- ④ 衣類・寝具類は本人の体調や季節の変化に合わせ、適切な使用ができるように援助します。

(2) 健康管理・医療機関との連携

- ① 子どもの健康状態を把握して、必要な医療を適切に受けられるように、嘱託医療機関と密接な連携をとります。
- ② 定時薬の変更を行う場合は、事前に子どもや保護者に内容を知らせ了解を得ます。
- ③ 子どもの健康を著しく害する行為については、保護者や専門医と協議して適切な対応を行います。

(3) 自傷や他害など子どもの行動制限が必要な場合の対応

- ① 子どもや周囲の安全を第一に配慮して、保護者や専門医と協議をして、適切な対応を行います。
- ② 子どもの時々状況に応じた対応を行い、子どもが落ち着けるように場面転換を図ったり、対応職員を変更するなどの工夫をします。

(4) 必要に応じて子どもの援助過程に専門的支援（心理技術・作業療法・理学療法）を活用します。

3 基本的生活

(1) 筑波愛児園での生活では、社会一般の文化や生活習慣を反映するように援助します。

(2) 生活のリズム（起床時刻・就寝時刻・食事時間）は、一般家庭の生活習慣を取り入れます。

(3) 入浴・排泄・着替えの折には、子どものプライバシーが守られるように配慮し、同性による援助を原則とします。

(4) 起床・就寝・睡眠

- ① 子どもの就寝時刻や睡眠時の状態、体調を考慮して、起床をうながします。
- ② 寝具やパジャマなどを清潔に保ちます。
- ③ 寝具やパジャマの入れ替えなどが、生活習慣として身につくように援助します。
- ④ 夜間に目覚めて行動する子どもに対しては、その原因を探して対応するとともに、他の人の眠りを妨げないように援助します。

(5) 洗面・歯磨きは、子どもの生活習慣として身につけられるように援助します。

(6) 食事

- ① 栄養のバランスを考え、好き嫌いがなくなるよう援助します。
- ② 子どもの嗜好に配慮したり早く食べるよう急がせたりせず、落ち着いた雰囲気ですぐに食事できるように配慮します。
- ③ 食事は適温状態で食べられるように援助します。
- ④ 健康や栄養のバランスを考え、おかわり・食べ残しは本人の意志を尊重します。
- ⑤ 食事のマナーを身につけられるように職員がまず見本となり、援助します。

(7) 入浴

- ① 子どもの健康状態に応じて入浴の適否を考え、身体の状態把握を行います。
- ② 湯温・シャワーの温度を確認し、子どもに声かけの上援助します。
- ③ 子どもの障害の状態や発作に配慮して、転倒などの事故に気をつけます。

(8) 排泄

- ① 失禁の際には、すぐに清潔にし、汚れた衣類は交換します。
- ② 自分で排泄できるように援助をし、子どもの気持ちを傷つけないように、声かけの上行います。

(9) 衣類

- ① 衣類の選択にあたっては、子どもの意向を尊重します。
- ② 季節や場面に応じた身だしなみができるように援助します。
- ③ 衣類を購入する際は、同行することを基本とし、同行が困難な子どもに対しては希望・要望の聞き取りを行った上でカタログを見せるなど本人の趣味、嗜好を積極的に取り入れるための工夫をします。中高生は、自活の準備の一環として自分で購入できるようにします。

4 日中活動・余暇活動

- (1) 子どもの希望を尊重した日中活動・余暇活動ができるように心がけます。
- (2) 行事、外出計画への参加は、子どもの希望や要望を尊重します。
- (3) 余暇活動をとおして、子どもの趣味や興味が広がるように援助します。

5 体罰、差別、セクハラの禁止

体罰、差別、セクハラは絶対にしてはいけないことであり、私たち職員は以下の原則を守ります。

(1) 体罰の禁止

- ① 子どもに殴る、叩く、蹴るなどの暴力行為は行いません。
- ② 子どもに身体拘束等の肉体的苦痛を与える行為は行いません。
- ③ 子どもを無視するといった精神的苦痛を与える行為は行いません。

(2) 権威的態度の禁止

- ① 子どもに、威圧的態度、乱暴な言動（からかい、考えの押し付け、無視、命令的・決め付け的言動）で対応することはしません。
- ② 子どもに、呼びかけや注意をするときには、必要以上に大きな声を出しません。

(3) 差別の禁止

- ① 子どもに、年齢にふさわしくない接し方はしません。

- ② 障害の程度・状態・能力・性別・年齢などで差別をしません。
- (4) 子どもに対して性的に不快にさせるあらゆるセクシュアルハラスメントに該当する行為及び該当するおそれのある行為をしません。

6 幼児において、特に配慮する点

本園（主にちゅーりっぷユニット）では、幼児が生活をしています。養護の具体的指針は変わりませんが、特に幼い時期に親元から離れて生活する幼児にとって、特に配慮することは「基本的生活」の習得とともに、「情緒の安定」そして「安全の確保」です。

(1) 基本的生活

① 起床・就寝・睡眠

- ア 夜間の見回りを定期的に行い、寝相の乱れを直し、また、夜尿が無いか確認します。
- イ 暗照明を確保して、様子が確認できるようにします。

② 歯磨き

- ア 歯磨きをしながら虫歯や歯の生え変わりのチェック、口腔内の状態を把握します。
- イ 歯ブラシをくわえて動き回らないように配慮します。

③ 食事

- ア 咀嚼力にあわせて、主食・副食を食べやすいように工夫します。
- イ 嫌いな食べ物の食べ方を工夫します。
- ウ 食べやすいように、食器・エプロン・椅子・テーブルを工夫します。

④ 入浴

- ア 石鹸・シャンプーの異食・誤飲が無いように援助します。

⑤ 排泄

- ア 排尿便の状態をチェックし健康状態の把握を行います。

(2) 情緒の安定

- ① 幼児自ら体の異常を訴えることがむずかしいことを念頭に援助します。
- ② 意志表示をした時、またそのような身ぶりが見受けられた時には、きちんと向かい合います。
- ③ 受け止める、ほめる、支えるという心理的関係を作り、幼児に安心感を与え、自信とやる気を育てます。

(3) 安全の確保

- ① 幼児は体調・体力に大きな開きがあるので、トラブル・不意の動きなどで突き飛ばされたり、下敷きにならないよう、また、いたずらの対象にならないように他の子どもとの関係を把握します。
- ② 日々変化する幼児の状態を把握するために、些細な情報であっても職員間で伝え合うことを徹底します。

(4) 日中活動・余暇活動

- ① 遊び・散歩・行事・外出を通して、仲間作りに取り組みます。
- ② 整理整頓を心がけ、異食・誤飲を防止します。
- ③ 原則として、無理強いをしたり急がせたりしません。

- ④ やむを得ず急ぐ必要が生じた場合には、優しい言葉かけで理由を説明したり、励ますことで対応します。

7 社会で自立した生活を送るために、本園で特に配慮する点

中学生、高校生の子どもが、生活経験を深めるとともに、社会的自立に向けての準備をする場です。子どもが、社会人としての自覚や習慣を身につけられるように援助します。

(1) 生活場面

- ① 子どもの社会的自立を第一の目標に、職員はまず子どもの自発性、積極性を引き出すため、「待つ」姿勢で見守りながら側面から援助します。
- ② 家庭に帰る子どもも、家に戻ったときに主体的な生活ができるように援助します。

(2) 就労や地域生活の準備

- ① 職場での生活が定着できるように、具体的な事柄が学習できるように援助します。
- ② 就寝・起床・食事の時間を含めて、「自分のことであっても、希望することであっても」我慢して守らなければならないことを知り、実行していけるように援助します。

(3) 金銭の管理

- ① 本人支給金の管理や現金管理の経験を通して、お金を自分で管理する大変さやお金を大切にする金銭感覚を育てます。
- ② 金銭の管理を通して、収入と支出を考えて生活できるように援助します。

(4) 食事づくり

- ① 本園で生活をするなかで、段階を追って調理することを学び、火気の取り扱い方を覚え身につくように援助します。
- ② 健康についても自覚を持ち、栄養のバランスを考えた調理を意識できるように援助します。

(5) 危険回避

- ① 通学・買物を通して危険な場所、危険な行動を知り回避できる手立てが身につくように援助します。

第3 より良い生活を送るために、子どもが守るルール

本園には、兄弟姉妹ではない人たちが一緒に生活をしています。そんな仲間たちが楽しく生活していくためには、あなたの権利が大切にされるように、一緒に生活をする一人ひとりの権利も大切にされなければなりません。そのために、みんなで守るルールや約束事などがあります。

子どもの権利をまとめた『子どもの権利ノート』があります。園に備えてありますので職員から説明を受けてください。

ここにあげたルールや約束事は、相手を尊重し思いやるために必要な「きまり」としてまとめたものです。

職員はあなたの権利を尊重します。あなたも、ルールや約束事を守りましょう。

1 プライバシーについて

- (1) あなたのプライバシー（個人的な秘密）は、尊重され守られる権利があります。
- (2) あなたも他の人のプライバシーを守り大切にしてください。
- (3) 自分がいやなことは、他の人にもしないでください。

2 あなたの持ち物について

- (1) あなたは、自分の物を持つ権利があります。
- (2) ただし、法律に違反しているものや危険なものなどは制限されます。
- (3) また、他の人の物やみんなで使う物をかってに持ってきたり、使ったり、壊したりすることは、他の人の権利を傷つけることになります。

3 知る権利について

- (1) あなたは、いろいろな情報や考え方を知る権利があります。
- (2) そのために、新聞・本などの印刷物やテレビ・ラジオなどから、いろいろな情報を得ることができます。
- (3) ただし、あなたの心や体のためにならない情報や法律に違反している情報は、制限することがあります。

4 他人を傷つけてはいけません。

- (1) あなたは、殴られたり、いじめられたり、仲間はずれにされることから、守られる権利があります。
- (2) あなたも、他の人をいじめたり、傷つけたりしないでください。

5 あなたと話し合います。

- (1) あなたが、ルールを守らないときや他の人の権利を傷つけた場合は、職員はあなたのそんな行動について「どうしてそうするのか?」「なぜしてはいけないのか?」を話し合います。
- (2) また、あなたが生活するなかで、「分からないことや困ったこと」があったら職員に聞いたり相談したりしてください。職員は誠意をもってあなたの疑問や質問に応えます。

6 専門の相談窓口で相談することができます。

職員に相談しにくいときや誰に相談すればよいかわからないときは、専門の相談窓口で相談することができます。

- (1) あなたの担当の児童福祉司または福祉事務所のケースワーカー
- (2) 苦情受付窓口担当者
- (3) 苦情解決第三者委員（園の職員ではありません）